

入 札 説 明 書
(一 般 競 争 入 札)

物 件 名

「九州歴史資料館附帯設備保守及び清掃等業務委託」

九州歴史資料館

令和8年4月8日

入札説明書項目

- ・ 入札説明書
- ・ 入札参加者心得
- ・ 仕様書
（別添）九州歴史資料館附帯設備保守及び清掃等業務委託仕様書
- ・ 「入札保証金・契約保証金」についての注意事項
- ・ 入札書（様式）及び記入例
- ・ 委任状（様式）及び作成例
- ・ 入札参加申込に係る提出書類
- ・ 入札参加申請書（様式）
- ・ 入札参加条件に係る誓約書（様式）
- ・ 委託業務履行証明書（様式）
- ・ 九州歴史資料館附帯設備保守及び清掃等業務委託契約書（案）
- ・ 誓約書（案）
- ・ 入札日程表

入札説明書

本入札案件は、令和8年4月8日公告の九州歴史資料館附帯設備保守及び清掃等業務の委託契約である。

入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において当該仕様書について疑義がある場合は、令和8年4月15日（水曜日）13時00分までに書面（FAX可）にて説明を求めることができる。

入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 入札

(1) 入札場所

〒838-0106 福岡県小郡市三沢5208-3

九州歴史資料館 会議室

電話番号 0942-75-9575

FAX番号 0942-75-7834

(2) 入札日時

令和8年4月20日（月曜日）14時00分

14時00分～入札保証金の納付。終了後、入札を開始する。

(3) 注意事項

ア 入札に参加する者は、入札書を入札日時に直接提出しなければならない。

電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

イ 入札金額は、本契約に要する一切の諸経費を含めた額とする。

ウ 最低制限価格を設定する。

エ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

オ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

カ 入札者は入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために、必要とする関係書類を合わせて提出しなければならない。

(4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

2 開札

(1) 場所及び日時

入札終了後、直ちに1(1)の場所において行う。

(2) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

(3) 落札者がいない場合

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。1回目の入札で有効な入札をした者だけが、2回目の入札に参加できるものとする。再度の入札は、直ちにその場で行う。入札の回数は、再度の入札を含めて2回限りとする。なお、2回目の入札で落札に至らなかった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、2回目の最低入札者の見積により予定価格の範囲内で随意契約を行う。

～入札までの流れ（補足説明）～

- 入札説明会は行いません。入札説明書の熟読をお願いします。
- 現場説明会は行いません。ただし、入札参加資格を有する者のうち、希望者に対して、令和8年4月14日（火曜日）14時00分から現場確認の機会を設けます。希望者は、令和8年4月14日（火曜日）14時00分までに、九州歴史資料館職員通用口に集合してください。
- 入札参加申請書の提出
入札に参加を希望する方は、入札参加申請書等必要書類を令和8年4月13日（月曜日）17時00分までに九州歴史資料館に提出していただきます。
提出がない場合は、入札には参加できません。
郵送の場合は、書留郵便としてください。
※提出書類 「入札参加申込に係る提出書類」参照のとおりです。
- 入札書の提出方法について
提出方法については、入札日時に直接持参してください。その他の方法は認めていません。
- 委任状の提出期限について
委任状の提出が必要な場合は入札時に提出してください。
- 入札書の日付と入札書の記名について
入札書の日付は、開札日の4月20日（月曜日）です。
入札書の記名は、委任状を提出している場合は、委任された人の名前になります。委任状を提出していない場合は、本県に登録されている代表者の名前となります。
- 入札等に関する質問及び回答について
仕様等に関する質問は、4月15日（水曜日）13時00分までに必ず書面（様式任意）で行ってください。（FAX可）（FAX：0942-75-7834）
回答は4月16日（木曜日）までに、FAXにて回答します。
なお、入札方法等に関する一般的な質問は、電話でもかまいません。
（TEL：0942-75-9575）
- 入札書の書き方について
記入例を参考にしてください。
入札書の頭金額、記名がない場合は無効となります。頭金額の訂正も不可です。（数字の書き間違いに注意すること。）
金額は税抜きとなります。

○ 入札保証金について

入札保証金の納付の際に、委任状も持参されれば、代理人の私印で手続きができます。委任状を持参されない場合は、代表者印がないと納付の手続きができませんので、その場合はあらかじめ「保証金等納付書」を九州歴史資料館において入手し、必要事項を記入の上、代表者印を押印して持参するようにしてください。

入札保証金の事務手続き等の詳細な内容については別紙『「入札保証金・契約保証金」についての注意事項』を参照してください。

○ 開札について

開札は、本人又は代理人として委任を受けている方が立ち会えます。代理人の場合は、委任状を提出している必要があります。

当日は、名刺を持参し提出してください。忘れていて本人であることが確認できないときは開札に立ち会えないことがあります。

○ 再度入札について

1回目の入札で落札者が無い場合、その場で2回目の入札を行いますので、そのつもりで準備しておいてください。なお、1回目の入札で有効な入札書を提出した方だけが2回目の入札に参加できますのでご注意ください。

入札参加者心得

入札（見積）に当たっては、下記事項に十分留意してください。

- 1 入札に関する事項を十分理解し、すべてを了知した上で入札すること。
- 2 上記の入札に関する事項とは、入札説明書、仕様書、契約書案及び見本並びに係員が説明する入札に関する諸事項をいうものであること。
- 3 上記入札事項について、不明な点、疑問な点、その他理解できない点があった場合は、入札説明書で定める期限までに問い合わせること。
- 4 開札（入札）中は、一切の発言を認めないので静粛にすること。
- 5 入札に参加する者は、入札について談合又は何等の協議もしてはならない。
- 6 県に提出した入札書は、書換えたり、撤回することができないので、誤算や、違算又は、見込み違い等のないように十分注意すること。
- 7 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、金額はアラビア数字で記入すること。
- 8 次の入札書は無効となるものであること。なお、無効入札をした者は、2回目の入札に参加することはできない。
 - (1) 入札金額の記載がないもの。又は入札金額を訂正した入札。
 - (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札。
 - (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札。
 - (4) 入札書が所定の場所及び日時に到着しない入札。
 - (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札。
 - (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が、見積金額（入札しようとする金額の100分の110＝税込金額）の100分の5に達しない入札。
 - (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字により、必要事項を確認できない入札。
 - (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。
 - (9) 入札は、本人又は代理人によって行われることとなるが、代理人の場合は、委任状を入札前に提出し、その確認を受けた後に入札に参加すること。
- 9 入札は、本人又は代理人によって行われることとなるが、代理人の場合は、委任状を入札前に提出し、その確認を受けた後に入札に参加すること。
- 10 入札は、第一回で落札者が決定しない場合は、再度の入札を行うことがあること。このとき第二回目の入札に参加する意思のないときは入札書に辞退の旨を記入し係員に提出すること。
- 11 入札にあたり不正な行為が行われたと認められるに足る事実が判明した場合は、退場を命じること、又は、入札を中止することもあること。
- 12 入札は、県の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とするが、当該契約の確定は、県が提出した契約書に双方がともに押印するとともに、落札者が暴力団排除条項を記載した誓約書に押印したときであること。
- 13 落札者は、直ちに県の指示に従い契約確定のための事務手続きを進めることについて協力すること。
- 14 入札書は、県の定める様式によるものとし、あらかじめ用意しておくこと。
- 15 見積参加者は、人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じるなど、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

入札(見積)仕様書

規格品質等は下記及び見本のとおりですから、
熟覧のうえ入札(見積)してください。

請求先	九州歴史資料館	業務実施場所	九州歴史資料館 大宰府史跡発掘調査仮設ハウス 福岡県考古資料庫	契約履行期限	令和8年5月1日 ～ 令和13年3月31日
品名		規格	数量	備考	
1	九州歴史資料館附帯設備保守及び 清掃等業務委託	別紙仕様書参照	一式		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
合計					

上記業務について、別添仕様書を熟覧のうえ入札してください。

仕様内容

業務内訳		数量	備考
1	施設点検管理業務及び環境衛生管理業務	一式	
2	清掃管理業務	一式	
3	空気環境測定業務	一式	
4	防虫防鼠施工・文化財害虫調査	一式	
5	飲料水水質検査業務	一式	
6	受水槽及び貯湯槽清掃業務	一式	
7	消防用設備法定点検業務	一式	
8	建築設備定期検査業務	一式	
9	特殊建築物定期検査業務	一式	
10	防火設備定期検査業務	一式	
11	簡易専用水道検査業務	一式	
12	空気調和機点検整備業務	一式	
13	空気熱源氷蓄熱ヒートポンプ点検	一式	
14	入退館管理装置保守点検業務	一式	
15	加湿用純水装置保守点検業務	一式	
16	昇降機保守点検業務	一式	
17	自動ドア保守点検業務	一式	
18	給湯水水質検査業務	一式	
19	自家用電気工作物保安等業務	一式	
20	中央監視制御装置点検業務	一式	
小計			
消費税			
合計			
<p>詳細について、別冊「8年度～12年度 九州歴史資料館附帯設備保守及び清掃等業務委託契約仕様書」を参照すること。</p>			

この仕様書は、業務の大要を示すものであって、本仕様書に記載されていない事項であっても、関係法令等で定められているものについては、これを実施しなければならない。

また、委託者が管理上必要と認め指示した業務は、これを実施するものとする。

第一章 基本事項

第一節 目的及び業務方針

1 業務名

九州歴史資料館附帯設備保守及び清掃等業務委託契約

2 履行場所

(1) 附帯設備保守及び清掃業務

- 九州歴史資料館（小郡市三沢5208-3）

1. 管理対象物件の名称	九州歴史資料館・一般収蔵庫（別棟）・新収蔵庫（別棟）
2. 管理対象物件の所在地	福岡県小郡市三沢5208-3
3. 用途	博物館
4. 敷地面積	34,737㎡
5. 建築面積	7,284㎡
6. 延べ床面積	9,476㎡・2,326.15㎡・2,038.72㎡
法令上の位置付 登録博物館（博物館法） 登録 平成23年7月25日福岡県教育委員会 特殊建築物（建築基準法） 特定建築物（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）	

(2) 消防点検業務のみ

- 大宰府史跡発掘調査仮設ハウス（太宰府市坂本3丁目16-16）

1. 管理対象物件の名称	大宰府史跡発掘調査仮設ハウス（計4棟）
2. 管理対象物件の所在地	福岡県太宰府市坂本3丁目16-16
3. 用途	現場事務所、倉庫
4. 面積	196.56㎡、196.56㎡、129.60㎡、129.60㎡
5. 延べ床面積	196.56㎡、196.56㎡、129.60㎡、129.60㎡

- 福岡県考古資料庫（太宰府市大佐野250）

1. 管理対象物件の名称	福岡県考古資料庫（計4棟）
2. 管理対象物件の所在地	福岡県太宰府市大佐野250
3. 用途	倉庫
4. 建築面積	392.32㎡、196.97㎡、196.97㎡、158.36㎡
5. 延べ床面積	392.32㎡、196.97㎡、196.97㎡、158.36㎡

3 目的

本施設の建物と建物設備を常に良好な状態に維持するために、設備機器の運転操作と監視並びに保守点検と保守整備を実施し、建築設備の保安に努め建物施設の安全管理の徹底と居住環境の維持向上を図り、施設価値の向上に寄与することを目的とする。

また、施設内の「ごみ」「汚れ」「ほこり」等を除去し公共の施設として、また執務場所として清潔かつ衛生的環境を維持することにより庁舎の機能を常に最高の状態に保ち、美観を保持することを目的とする。

加えて、大宰府史跡発掘調査仮設ハウス及び福岡県考古資料庫の消防点検を実施することにより、建物の安全を確保することを目的とする。

4 業務方針

- (1) 法令、建物の諸規則を遵守すること。
- (2) 安全性の確保を最優先とし、事故の防止に努めること。
- (3) 利用者の要望や、緊急トラブルに対して迅速に対応すること。
- (4) 関係部署との連絡を密にし、円滑な業務運営に努めること。

第二節 業務内容

1 施設点検管理業務及び環境衛生管理業務

詳細は第三節による

2 清掃管理業務

詳細は第四節による

第三節 施設点検管理業務及び環境衛生管理業務

1 作業の方針及び種類

本仕様書のほか、関係法令、建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に基づいた、日常保守点検及び機器定期点検の業務を行う。

文化財が展示・収蔵されている場所における運転・点検・施工については文化財保護法、博物館法、「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」を遵守する。

その他業務が必要な場合、その都度委託者と受託者において協議を行う。

(1) 日常運転監視業務

第二章「日常運転監視基準」に基づく。

(2) 日常設備点検業務

第三章「日常設備点検基準」に基づく。

(3) 定期点検業務

第四章「項目別定期点検業務仕様書」に基づく。なお、第四章に記載する1年は4月から翌年3月の間であること。

2 対象設備及び業務内容の概要

対象設備	業務内容	主な法令
消防用設備	外観点検、機能点検	消防法
	総合点検	
建築設備	定期検査	建築基準法
特殊建築物	定期検査	
昇降機設備	検査業務	
防火設備	定期検査	
受水槽及び貯湯槽	定期清掃	水道法
簡易専用水道	定期検査	
空気環境	測定	建築物の衛生的環境の確保に関する法律
防虫・防鼠	施工	
飲料水	水質検査	下水道法
給湯水	水質検査	
遊離残留塩素	測定	
雑排水槽	点検 ※注2参照	
自家用工作物	保安点検	電気事業法
空気調和設備	簡易定期点検	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 高圧ガス保安法
	定期点検	
中央監視制御装置	保守点検	
自動ドア	保守点検	
入退館管理装置	保守点検	
加湿用純水装置	保守点検	
衛生設備	点検 ※注2	

法令で有資格者による点検・検査が必要とされている場合はその有資格者によること。

注1 以下の業務は九州歴史資料館で別途業務を契約するため本委託契約に含まない。

- ・ 事業系一般廃棄物の収集運搬業務
- ・ 雑排水槽の清掃業務
- ・ 高所作業車保守点検
- ・ 天井クレーン保守点検
- ・ 燻蒸装置保守点検

注2 雑排水槽の点検業務及び衛生設備は日常点検業務で別に定める（第三章 参照）

3 日常運転及び維持管理要員

日常運転および維持管理業務を履行するため下記の専門業務別に必要な人員を配置すること。

(1) 電気関係

電気主任技術者（3種以上）を選任し電気設備の保安に万全を期すこと。

電気工事士（経験2年以上）又は、電気工事士の資格を有するものにより、電気設備の日常運転及び維持管理ならびに保安業務に支障が無いように配慮すること。

(2) 機械関係

ボイラー技師（2級以上）又は冷凍機械責任者（3種以上）により機械設備の日常運転及び維持管理に支障がないように配慮すること。

(3) 危険物関係

危険物取扱主任者（乙類第4類以上）により危険物の保安及び取扱いについて万全を期するよう配慮すること。

(4) 環境関係

建築物環境衛生管理技術者を選任し、建築物における衛生的環境の確保に万全を期すこと。

(5) その他

上記技術者等は、機械設備の運転及び維持管理並びに関係法令に定める規定に支障のない限りにおいて併任しても差し支えないものとする。

4 作業員名簿

(1) 総括責任者及び保守責任者について

受託者は、先に定める資格を有する総括責任者及び保守責任者を定め、様式1 作業員名簿を提出すること。また、記載事項に変更があるときは速やかに新しい名簿を提出すること。

5 日常業務の勤務時間及び勤務体制

設備作業員の勤務時間は午前8時00分から午後5時15分までとする。

365日通常勤務とする。

6 日常的・定期的な業務に付随する管理業務

業務に付随する管理業務として以下の事項を実施すること。

(1) 日常営繕業務

手回りの工具で可能な消耗部品及び材料等の取換、ねじ等の取り付け、締め付け部分の増締め、注油等の措置を行うとともに、機能の回復、耐久性の確保を図るための塵埃、汚れ等の除去を行うこと。

常駐者において可能な範囲の不点管球類の交換、造作不具合等の小修繕を行うほか、各設備

の故障等における一時的対応（状況確認・非常措置等）を行うこと。

なお、本委託業務に含まれない修繕・工事についての取扱は第九節による。

- (2) 維持管理計画書の立案作成
- (3) 維持管理業務に必要な帳票類等の作成と報告
- (4) 施設管理業務に関する各種打合せ
- (5) 建築設備等の改良改修及び定期点検整備の立会い、監督並びに報告
- (6) 建築物環境衛生管理基準に基づく維持管理業務の監督
- (7) 環境衛生上の維持管理に関する測定結果の評価及び指導助言

第四節 清掃管理業務

1. 作業の方針及び種類

本仕様書のほか、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づいた、良好な環境衛生と建材保全のための清掃業務を行う。

清掃業務の種類は下記の業務とする。

- (1) 日常清掃 主に毎日及び週1・2回もしくは適時行う清掃をいう。
- (2) 定期清掃 主に月1回定期的に行う清掃、年1・2回で指定する清掃をいう。
作業箇所、面積及び種類・頻度の基準は別紙1のとおり。

2. 清掃作業要員

清掃業務を履行するため原則として別紙1に掲げる業務を実施するのに必要な人数を配置すること。

3. 作業員名簿

受託者は、清掃責任者を定め、様式1 作業員名簿を提出すること。

名簿の記載事項に変更があるときは速やかに新しい名簿を提出すること。

4. 作業時間

- (1) 日常清掃の作業は、原則として午前8時00分から午後4時00分までの間に実施すること。

(休館日（毎週月曜日。祝日の場合は翌日）及び12月29日から1月3日までを除く。)

なお、来館者が立ち入る場所での機械等を用いた騒音が発生する清掃は、午前9時30分までに終了すること。

ただし、委託者が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

- (2) 定期清掃は、原則として休館日（毎週月曜日。祝日の場合はその翌日。）に実施すること。

これに難い場合は、委託者と協議により実施すること。

5. 日常清掃

作業箇所及び種類・頻度の基準は別紙1のとおりとする。基本事項は次のとおり。

- (1) 床掃きは、ごみが飛散しないよう留意すること。
- (2) 床の水拭きは、ごみを完全に除去して行き、必ず乾燥させること。
- (3) くずかごのくず、喫煙所の灰皿の煙草の吸いがらは、所定の場所に処理し、灰皿は水洗い後乾いた布で拭きあげること。
- (4) 便所の汚物入れのゴミは、所定の場所に処理し、容器は内外とも洗浄すること。また、床面は水絞り拭き、又は水洗いし、便器、手洗い器等は丁寧に水洗後拭きあげること。
- (5) 流し台、茶殻すて器等は入念に雑巾で拭きあげ、茶殻は所定の場所に処理すること。
- (6) シャワー室の床及び壁面は、水洗いし、その他は雑巾で拭きあげること。
- (7) ガラスは、清潔な乾布により拭きあげること。
- (8) エレベーターかご内部扉は、石けん水等で拭きあげ、床は掃除した後水ぶきすること。
- (9) 外周清掃部分の個別業務は別紙1のとおり月2回程度であるが、博物館施設として清潔を保つため、随時見回り、じんかいは取り除き、必要に応じて散水又は水洗いすること。
- (10) 館の清潔を保つため、委託者の指示を受けたときは、迅速に対応すること。

6. 定期清掃

作業箇所及び種類・頻度は別紙1のとおりとする。

- (1) タイル等の床は、汚れを取り除き、適性洗剤で洗浄し、ワックス塗布の上電気ポリッシャー又はモップで磨き上げること。洗浄のみの指定を受けているところは、洗浄のみ行き、拭きあげ乾燥させること。
併せて、梅雨の期間中で、廊下2、廊下3、廊下5、廊下7については、結露が生じている場合は、拭き上げ乾燥のみ行うこと。
- (2) 流し台等は適性洗剤で付着している汚れを拭き取り、乾いた布で拭きあげること。
- (3) 鏡はガラス洗剤で汚れを拭き取り、乾いた布で磨き上げること。
- (4) 便器、手洗器等の陶磁器の汚れは、薬剤等で洗い落とし、水洗いの上乾いた布で拭きあげること。
- (5) 窓、ドア等の金具類は、適性洗剤で磨き、薬液等で洗い落とし、周辺の汚れは、石けん水等で拭き取ること。
- (6) 窓ガラス、棚、ドア等はモップ又は雑巾で拭きあげること。
- (7) ブラインド、カーテン等は、真空掃除機でほこりを適時取り除くこと。
- (8) ドア、壁等の手あかのついた部分は、少量の石けん温水又は清水をもって拭き取りをすること。
- (9) エレベーターのかご内部、同ドア等の塗装部分は、適性洗剤を用い汚れ、あか落とし、つやだし磨きをすること。
- (10) カーペットの除塵は、真空掃除機又はカーペットスーターによること。この場合除塵だ

けで除去できない汚れは、適宜しみ取りをすること。カーペットクリーニングは、除塵の後シャンプークリーニング法による洗浄を行うこと。

- (1 1) ガラス面スクイーズ清掃については、館のイベントに差し支えないよう、計画時に日程を委託者に協議すること。

7. 資機材負担区分特記事項

次の資材は受託者の負担とする。

- (1) 清掃に必要な器具、ワックス、洗剤、小郡市指定ゴミ袋等。
- (2) トイレトペーパー（100%再生紙使用）及びトイレ手洗用石鹼水。

8. その他

- (1) 毎日回収するごみ等は、可燃物と不燃物に分類し、所定の場所に搬出すること。
- (2) 7月、8月、9月の3ヶ月間は、東側周回路のあじさいに週2回程度散水すること。
- (3) 館のイベント及び各室の状況等によって軽微な清掃の必要が生じた場合依頼することがあるので、協力すること。

第五節 記録

1. 記録書類について

管理用記録書類として、下記の台帳を作成し保管すること。

必要に応じて追記・削除・書き換えの調整を行う。また、常時閲覧が可能な状態を維持すること。

2. 必要書類

- (1) 工具・器具台帳
- (2) 什器・備品台帳
- (3) 消耗品・予備品台帳
- (4) 電気設備点検表
- (5) 空調機点検表
- (6) 給排気設備点検表
- (7) 消防設備等点検表
- (8) 昇降機設備点検表
- (9) 各種槽類点検表
- (10) 各種水槽清掃実施記録
- (11) 排水槽点検記録
- (12) 残留塩素測定記録
- (13) 飲料水水質検査表

- (14) 空気環境測定記録
- (15) 入退館管理装置保守点検記録
- (16) 加湿用純水装置保守点検記録

第六節 安全衛生

従業員の意識を喚起し、取扱・操作には十分な注意を払うようにすること。

また、日常的に健康管理に関しても意識付けを行うこと。

火気・危険物・薬品：取扱い、保管、使用時・使用後における注意。

機械・電気：点検・操作、修理、正しい道具の取り扱いなど。

健康：睡眠、適度な食事、運動など。

第七節 立会い業務

1. 関係各省庁等の検査及び調査には立会い、協力するものとする。
2. 特殊設備機器の定期点検整備・検査等には立会い、協力するものとする。
3. 建築設備機器等における改良改修等の検査・調査及び工事等には立会い、協力するものとする。

第八節 建築設備等に関する非常措置

火災・停電・地震・断水及びその他の災害等の緊急異常事態等が発生した場合、又は予測できる場合は速やかに関係部署及び関係機関等に通報・連絡し迅速かつ的確な措置を講じるとともに、異常事態の拡大防止に努めること。

夜間に発生する異常事態に対応するために、緊急連絡先を定め、組織的に対処すること。

- (1) 火災・盗難・人身事故等の場合。
- (2) 建築設備等の破損損壊等の場合。
- (3) 翌日の営業などに支障をきたす恐れがある場合。
- (4) 気象庁が発表する各種警戒警報が発令された場合。
- (5) その他事故等の緊急異常事態が発生した場合。

第九節 経費区分

管理備品等の費用区分は原則次のとおりとし、その他管理上特別に必要となるものについては別途協議する。

1. 委託者の区分

- (1) 業務に必要な電気、水道料金
- (2) 施設維持、運転に必要な消耗品、燃料等
- (3) 設備機器類の部品代、小修繕に含まれない修繕料
- (4) 管球、Vベルト、パッキン等の設備機器消耗品

1に区分する消耗品の発注及び費用負担は委託者が行うが、保管は受託者が行う。保管に当た

っては様式7 消耗品台帳にて管理すること。

細項目は、両者協議の上、決定する。

また、保管する消耗品は在庫管理を行い不足する前に委託者施設管理担当に申し出ること。

2. 受託者の区分

- (1) 設備管理資機材類（安全装具、工具類、脚立等）
- (2) 制服（業務にふさわしいもの）、靴、名札等
- (3) 事務用品（書類作成用のパソコン含む）
- (4) 清掃に係る資材のうち第四節7 資機材負担区分特記事項に示すもの
- (5) 加湿純水装置保守点検に係る需用品（加湿純水装置保守点検仕様書のとおり）
- (6) その他、業務上必要とするもので委託者が使用を許可したもの

3. 本委託業務に含まれない修繕及び工事

本委託業務に含まれない修繕及び工事が発生する場合は、協議を行う。

協議の結果、本委託業務に含まれない修繕、請負工事等については、委託者が費用を負担することとし、委託者の予算の範囲内にて別途発注先の選定及び発注を行うこととする。

この場合、受託者は、委託者が実施する修繕・工事の調整への協力のほか、日常管理業務に係る情報の提供を行うこと。ただし、他の委託業者等の帰すべき事由により、委託者、本施設又は他の業者に損害が生じた場合、受託者はその責めを負わない。

第十節 日程調整及び報告

1. 日程調整について

- (1) 受託者は連絡調整員を定め、各業務で必要になる日程の調整を行うこと。
- (2) 連絡調整員については、様式1 作業員名簿で報告すること。
- (3) 各業務の日程調整において、特に来館者が使用するスペースでの点検や来館者に影響の可能性がある業務は、休館日（毎週月曜日。祝日の場合は翌日。）に実施するよう調整し、委託者の承認を得ること。
- (4) 施設設備の予防保全に関する計画を立て、様式2 附帯設備保守点検及び清掃業務・年間予定表を作成し、毎年4月に提出すること。
- (5) (4)で計画した計画をもとに、様式3 附帯設備保守点検及び清掃業務・月間予定表を作成し、その月の1日までに提出すること。

2. 報告書等について

- (1) 毎月初めに、附帯設備保守点検及び清掃業務・月間予定表に基づき、行った業務について、様式4 附帯設備保守点検及び清掃業務・月間実績表にて報告すること。この時、業務が完了していない場合、その途中経過などを記載すること。

(2) 本仕様書で定めた日常点検等で、特に次の様式の内容については、毎日報告すること。

- | | |
|------------------|-----------------|
| ① 空調設備及び関連情報について | 様式5-1 空調設備点検日誌 |
| ② 受変電設備について | 様式5-2 受変電設備点検日誌 |
| ③ 防災設備について | 様式5-3 防災設備点検日誌 |
| ④ 清掃について | 様式5-4 清掃業務日誌 |

(3) 各業務が完了した後、随時、業務完了報告書を作成し提出すること。

(4) クレーム、不具合、事件、事故があった場合、随時、連絡をすること。事件・事故については、再発防止についても内容を記入すること。

(5) 日常点検時に安全面や環境的側面から、追加すべき作業や業務完了報告時に、不具合・故障等がある場合、様式6 提案書を提出すること。

第十一節 その他

1. 博物館施設であることから、館が行う行事への調整と協力を行うこと。
2. 必要に応じ、施設管理の改善と改修を立案し提出すること。
3. 仕様書に定めた事項及びそれ以外の事項について、疑義が生じた場合は誠意をもって協議し、対応すること。

第二章 日常運転監視基準

日常運転監視業務は中央監視室に設置された、中央監視盤のモニターや各種の管理盤を通じて施設内の機器類、照明等の稼働状況や運転の状態を監視し、適正な運転を行うこと。

文化財が展示・収蔵されている場所においては、「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」を遵守し管理すること。

特に特別収蔵庫、第1展示室及び第3展示室の温湿度管理については、同要綱「5公開の環境」に示されている範囲に収まるよう十分留意すること。

なお、文化財の種別によって適切な湿度が異なるため、展示物の入れ替え等がある場合は、管理する湿度について委託者に確認をすること。

中央監視・制御設備		
区分	運転操作	監視
中央監視・制御盤	(1) 監視 ①空調設備 ②給排水・衛生設備 ③受変電設備 ④検出器・操作器 ⑤防災管理 (2) 運転制御 ①グループ運転操作 ②個別遠隔発停 (3) 遠隔管理センター ①監視データ収集とデータ保全 ②施設データ解析フィードバック ③各種加工データ配信	(1) 運転状態 (2) 警報・故障 (3) 制御異常 (4) トレンド (5) 上下限值 (6) システムチェック (7) 災害監視

昇降機設備		
区分	運転操作	監視
エレベーター	①省エネ起動発停 ②箱内電話機との通話	①起動停止階表示灯 ②通話装置

第三章 日常設備点検基準

日常設備点検業務は実際に機械室・電気室等を巡回し、機器の状態を目視し、異常の有無を確認する業務とする。巡回しながら各種数値を記録し、また、薬剤の投入、残留塩素の測定なども同時に行うこと。

文化財が展示・收藏されている場所においては、「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」を遵守し管理すること。

中央監視・制御設備			点検周期		備考
監視制御設備	機器名	点検項目	日	月	
	監視制御盤 遠方監視制御盤	1. 外観の汚損・損傷の有無 2. 信号灯・表示灯の点灯確認 3. 操作スイッチ・切替スイッチの正常位置確認 4. 警報装置の作動確認 5. 各種指示値確認 6. 換気ファンの異常有無確認 7. プリンター作動・印字リボン等の確認	○ ○ ○ ○ ○ ○	 ○	
	無停電電源装置 UPS	1. 各部の汚損・損傷の有無 2. 作動状態の適否確認	○ ○		

電気設備			点検周期		備考
受変電設備	機器名	点検項目	日	月	
	断路器	1. がいしの汚損・損傷の有無 2. 異音・異臭の有無 3. 端子及び刃接触部の変色の有無 4. 開閉表示器の動作状態確認 5. 操作用空気圧の適否確認	 ○ 	○ ○ ○ ○ ○	
	遮断機 負荷開閉器	1. ブッシングの汚損・損傷・亀裂の有無 2. 外箱の汚損・サビ・漏油の有無 3. 異音、異臭の有無 4. 油量の適否 5. 湯槽温度の適否 6. 操作部の損傷・緩みの有無 7. 開閉表示機の動作状態確認 8. 操作用空気圧の適否確認	 ○ 	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
	変圧器	1. がい管の汚損・損傷の有無 2. 外箱の汚損・サビ・漏油の有無 3. 異音、異臭の有無 4. 端子部の過熱状態の有無 5. 油量・油温の適否確認 6. ブリーザ油量・乾燥材の適否確認 7. 各ラジエターの温度差の有無 8. 冷却ファンの機能良否 9. ガス圧の適否確認	 ○ ○ 	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
	電動コンデンサー	1. 外箱の汚損・損傷の有無 2. 異音・異臭の有無 3. がいしの汚損・損傷の有無	 ○ 	○ ○	
	計器用変成器	1. 外部の汚損・損傷の有無 2. 異音・異臭の有無	 ○ 	○ 	
	避雷器	1. 外部の汚損・損傷・サビの有無 2. 放電記録の確認及び復旧	 	○ ○	
	ケーブル	1. 外部汚損・損傷の有無 2. 端子部の過熱・変色の有無	 	○ ○	

電気設備点検			点検周期		備考
受変電設備	機器名	点検項目	日	月	
受変電設備	母線	1. 汚損・破損の有無 2. 端子部の過熱・変色の有無		○ ○	
	電気ヒューズ	1. 保護筒の汚損・損傷・腐食の有無 2. がいしの汚損・損傷の有無 3. 端子部の過熱・変色の有無		○ ○ ○	
	受電盤 配電盤	1. 外部汚損・損傷の有無 2. 信号灯・表示灯の点灯確認 3. 各計器の指示値確認 4. 操作用の切換開閉器の機能確認 5. 標識の汚損及び取付け状態の良否 6. 換気扇の機能確認 7. 結露の有無 8. 扉（出入口）・盤の開閉・施錠状態の良否 9. 周囲の塀・金網等の破損の有無 10. 雨水・塵埃・小動物等の侵入の有無	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
	保護継電器	1. カバー・ガラスの汚損・破損の有無 2. 動作表示用ターゲットの状態確認		○ ○	
	接地端子箱	1. 外箱の汚損・破損の有無 2. 漏れ電流の測定		○ ○	
	電気室	1. 漏水・浸水痕の有無 2. 天井・壁等の金物類の取付け状態の良否 3. 標識の汚損及び取付け状態の良否	○ ○	○	
	アレスタ	1. 表示灯の点灯を確認	○		
	配電設備	変圧器	1. 受変電設備欄の変圧器に準ずる	○	○
幹線		1. 汚損・損傷・変形の有無 2. 端子部の過熱・変色の有無 3. 指示金物類の取付け状態の良否 4. 異音・異臭の有無		○ ○ ○ ○	
分電盤		1. 汚損・損傷・変形の有無 2. 端子部の過熱・変色の有無 3. 照明用リモコントランスの過熱の有無 4. 遮断機・電磁接触器・継電器・タイマー等の異常の有無 5. 信号灯・表示灯の点灯の有無	○ ○ ○ ○	○ ○ ○	
負荷設備	電動機	1. 汚損・損傷の有無 2. 異常振動・異音・異臭の有無 3. 端子部の過熱・変色の有無	○ ○	○	
	制御盤 操作盤	1. 汚損・損傷の有無 2. 異音・異臭の有無 3. 端子部の過熱・変色の有無 4. 遮断機・電磁接触器・継電器・コンデンサー等の異常の有無 5. 信号灯・表示灯の点灯の有無 6. 各計器の指示値確認	○ ○ ○ ○ ○	○ ○	
	照明器具 コンセント	1. 器具の汚損・損傷の有無 2. 器具の取付け状態の良否 3. 機器の使用状態の良否	○	○ ○	

電気設備			点検周期		備考
非常用・予備発電装置	機器名	点検項目	日	月	
	原動機 コンプレッサー	1. 外部の汚損・損傷の有無 2. 漏水の有無 3. 潤滑油・燃料油の油量の適否 4. 潤滑油・燃料油の漏れの有無 5. 空気タンクの圧力確認 6. 空気タンクのドレン排水の適否 7. 油・水・空気系統の弁類の開閉状態確認 8. 試運転による各計器指示値確認及び記録	○ ○ ○ ○	 ○ ○ ○ ○	
	発電機	1. 外部の汚損・損傷の有無 2. 軸受け油量の適否 3. 防振装置の機能確認 4. ブラシ・スリッピング・整流子等の摩耗・変色 異常のスパークの有無 5. 試運転による異常振動・異音・異臭の有無 6. 受変電設備欄の受電盤配電盤に準ずる	○ ○	 ○ ○ ○ ○	
蓄電設備	蓄電池	1. 電極盤の破損の有無 2. 異音・異臭の有無 3. 液量の適否 4. 端子部の過熱・変形・腐食・締め付けボルトの緩みの有無	○ ○ ○ ○		
	充電装置	1. 盤の汚損・損傷の有無 2. 異音・異臭の有無 3. 表示灯類の点灯状態確認 4. 充電電圧・電流の適否	 ○	○ ○ ○	

空気調和設備			点検周期		備考
ヒートポンプ	機器名	点検項目	日	月	
	空気熱源回収型 ヒートポンプユニット (日本熱源製)	1. 制御盤タッチパネルより吸入、吐出、給油の各温度、 圧力値を確認 2. 制御盤タッチパネルより主電動運転電流の値を確認 3. 液面計より冷媒量の確認 4. 油面計より油量の確認	○ ○ ○ ○		
	空冷気ヒートポンプ ユニット (ダイキン 製)	1. 外部の汚損・損傷の有無 2. 機器前面数値の確認 3. 接続ポンプの状態確認	○ ○ ○		
空気調和機	エアハンドリング ユニット型空調機	1. 電流値の確認 2. 異音・振動の有無 3. 自動制御装置の確認 4. エアフィルタの汚れの有無	○ ○ ○ ○		
	パッケージ型 空調機	1. 異音・振動の有無 2. 自動制御装置の確認 3. エアフィルタの汚れの有無	○ ○ ○		
	ビルマルチ空調機	1. 異音・振動の有無 2. 自動制御装置の確認 3. エアフィルタの汚れの有無	○ ○ ○		
換気器	送風機 排風機	1. 羽根車、ケーシング汚れの有無 2. 振動・異音・ボルト緩みの有無 3. サビ・腐食の有無	 ○ ○	○	

熱交換機	静止型全熱交換機	1. エアフィルタの汚れの有無 2. 振動・異音の有無 3. エレメントの汚れ・付託物の有無	○	○ ○	
------	----------	--	---	--------	--

給排水衛生設備			点検周期		備考
給水関係	機器名	点検項目	日	月	
	給水関係	受水槽	1. 槽内の堆積物及び汚れの有無 2. 警報装置及び制御装置の作動確認 3. サビ及び損傷の有無 4. ポールタップ及びバルブの作動確認 5. マンホールの施錠の有無 6. 防虫網の取付け状態の良否 7. 害虫発生の有無	○	○ ○ ○ ○ ○
圧力タンク式給水設備		1. サビ及び損傷の有無 2. 圧力スイッチの作動確認 3. 水漏れの有無	○ ○ ○		
ポンプ		1. 圧力・電流値の確認 2. 異音・振動の有無 3. グランドよりの滴下水量の適否 4. 油量の適否及び注油 5. ドレンの排水状態の良否	○ ○ ○ ○	○	
給水管		1. 水漏れ損傷の有無 2. 給水状態の良否	○ ○		
貯水槽		1. 湯温・水圧・蒸気圧等の状況確認 2. 水漏れ・損傷の有無 3. 循環ポンプの圧力・電流値による動作確認 4. 端末給湯栓による色・濁りの確認	○ ○ ○	○	
電気給湯器		1. 貯湯量の確認 2. 温度調節装置の作動確認	○	○	
衛生陶器		洗面器	1. 亀裂・破損の有無 2. 水栓及び接合部からの水漏れの有無 3. 排水状態の良否		○ ○ ○
	大便器 小便器	1. 亀裂・破損の有無 2. 排水状態の良否 3. 水漏れの有無		○ ○ ○	
	排水管	1. 水漏れの有無 2. 排水状態の良否	○ ○		
排水関係	汚水槽 雑排水槽	1. 害虫発生の有無 2. 悪臭の有無 3. 警報装置及び制御装置の作動確認 4. 浮遊物及び沈殿物の有無 5. 防虫網の取付けの良否 6. マンホールの気密性の良否	○ ○	○ ○ ○	
	排水ます	1. 昆虫発生の有無 2. 悪臭の有無 3. 沈殿物及び汚れの有無	○	○ ○	
	排水ポンプ	1. 作動時の圧力・電流値の確認 2. 異音・振動の有無 3. 逆支弁の作動確認 4. 油量の適否及び注油	○ ○ ○	○	

	消防設備等		点検周期		備考
	機器名	点検項目	日	月	
消防設備関係	消火器	1. 定位置及び標識の確認 2. 表示・標識の有無及び適否 3. 変形・損傷・腐食の有無 4. 薬剤漏れの有無 5. 指示圧力計の適否	○	○	
	屋外消火栓設備	1. 圧力ポンプの起動状態確認 2. バルブ類の漏れ及び開閉位置の確認 3. 予備水槽の水位及び減水警報装置の確認 4. 表示・標識の有無及び適否 5. ホース及びノズルの格納状態確認 6. 表示灯の点灯確認	○	○	
	ポンプ	1. 圧力・電流値の確認 2. 異音・振動の有無 3. グランドよりの滴下水量の適否 4. 油量の適否及び注油 5. ドレンの排水状態の良否	○ ○ ○ ○	○	
	消火設備	1. 加圧ポンプの起動状態確認 2. バルブ類の漏れ及び開閉位置の確認 3. 表示・標識の有無及び適否 4. 制御弁一次側二次側の圧力値確認 5. 薬剤タンクの損傷・漏液の有無		○ ○ ○ ○ ○	
	連結散水設備 連結送水管	1. 送水口の変形・損傷の有無 2. 消防自動車の接近障害物の有無	⊖ ⊖		
	防火用水	1. 消防自動車の接近障害物の有無 2. 表示・標識の有無及び適否 3. 貯水量の適否	○	○ ○	
	ハロゲン化物 消火設備	1. 消火薬剤容器・容器弁開放装置及び各種配管の変形・損傷・腐食の有無 2. 選択弁及び復帰ボタンの定位置確認 3. 操作箱表示灯の点灯確認 4. 保護盤の損傷の有無及び適否 5. 表示・標識の有無及び適否 6. 制御装置のスイッチ・ボタン定位置確認	○	○ ○ ○ ○	
	避難器具	1. 表示・標識の有無及び適否	○		
	排煙設備	1. 排煙区画壁の損傷等の有無 2. 吸煙口及び排煙口の損傷の有無 3. 手動操作箱・保護板・ハンドル・レバー等の損傷の有無 4. 表示・標識の有無及び適否 5. 起動装置の状態の適否		○ ○ ○ ○ ○	
	自動火災報知機	1. 蓄電池の電圧の確認 2. スイッチ類の定位置確認 3. 表示灯の点灯試験 4. 発信押しボタン保護盤の損傷の有無	○ ○ ○ ○		
	消防機関へ通報する 火災報知機	1. 常夜灯の点灯確認 2. 発信押しボタン保護板の損傷の有無	○ ○		
	非常警報装置	1. 蓄電池の電圧の確認 2. スイッチ類の定位置確認 3. 発信押しボタン保護板の損傷の有無	○ ○ ○	○	

消防設備等			点検周期		備考
消防設備関係	機器名	点検項目	日	月	
	漏電火災警報器	1. 電源表示灯の点灯確認 2. スイッチ類の定位置確認	○ ○		
	誘導灯 誘導標識	1. 変形・損傷の有無 2. 予備電源による点灯の有無	○	○	
	非常用コンセント	1. 保護箱の損傷の有無 2. 差し込み接続機損傷の有無 3. 開閉器の正常位置確認 4. 表示灯の点灯確認	○	○ ○ ○	
	無線通信補助設備	1. 保護箱周囲の障害物の有無 2. 接続端子の変形・損傷の有無		○ ○	
	ガス漏れ警報器	1. 蓄電池の電圧確認 2. スイッチ類の定位置確認 3. 表示灯の点灯確認	○ ○ ○		
	防火戸・防火スクリーン	1. 外観の損傷有無	○		
	非常用照明設備	1. 器具取付け状態の良否 2. 器具外観の汚損・損傷の有無	○ ○		

※ 点検する機器は別紙2 本館棟「空調設備機器一覧」、別紙3 本館棟「衛生設備機器一覧」、別紙4 本館棟「消防設備機器一覧」、別紙6 「中央監視装置機器一覧」、別紙8 一般収蔵庫「空調設備機器一覧」、別紙9 一般収蔵庫「衛生設備機器一覧」、別紙10 一般収蔵庫「消防設備機器一覧」、別紙11 新収蔵庫「消防設備機器一覧」を参考にすること。

空気環境測定業務 仕様書

建築物における衛生的環境の確保に関する法律等関係法令に基づき、定期的に測定を行うこと。

1. 空気環境測定業務範囲

項目	管理基準値	測定機器	判定
浮遊粉じんの量	0.15mg/立方メートル以下	厚生労働大臣の指定した機種で適正に構成された物を使用	平均値
一酸化炭素の含有率	100万分の6以下		平均値
二酸化炭素の含有量	100万分の1000以下		平均値
温度	18℃～28℃		
相対湿度	40%以上70%以下		
気流	0.5m/sec以下		

※契約期間中建築基準法第2条第14号及び15号に定める大規模の修繕又は大規模の模様替を行った場合は、ホルムアルデヒドの値を測定すること。

値の計測方法、計測値、及びその時期については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に則って行うこと。

2. 測定内容

測定周期	測定回数	内容
6回/1年 (2カ月に1度)	2回/1日 午前1回午後1回	測定位置は部屋中央部、床上75cm～150cmの一定した高さで測定 通常営業時間中に測定

3. 測定場所

外気を計測するとともに、次の18地点を計測すること。

番号	測定場所	建物及び階数	番号	測定場所	建物及び階数
1	警備室	本館棟 1階	10	機械室5前	本館棟 2階
2	南角貸出準備室	本館棟 1階	11	倉庫4前	本館棟 2階
3	保存科学分析室	本館棟 1階	12	研修室前	本館棟 2階
4	北角遺物搬入室	本館棟 1階	13	2階トイレ前	本館棟 2階
5	文化財整理室	本館棟 1階	14	図書閲覧室	本館棟 2階
6	西角ボランティア室	本館棟 1階	15	第三展示室	本館棟 2階
7	第二展示室	本館棟 1階	16	木器処理室	一般収蔵庫 1階
8	受付前	本館棟 1階	17	倉庫1	一般収蔵庫 1階
9	第一展示室	本館棟 1階	18	倉庫2	新収蔵庫 1階

4. その他事項

- (1) 報告書は空気環境測定終了後、速やかに提出し5年間保管すること。
- (2) 測定結果に不具合があった場合は、改修、調整を行うこととする。

防虫防鼠施工・文化財加害虫調査業務 仕様書

建築物における衛生的環境の確保に関する法律等関係法令に基づき、定期的に生息調査を行い、駆除を行うこと。

また、展示・収蔵室については文化財を加害する虫について追加生息調査を行い委託者に報告すること。

1 IPM 調査内容及び回数

- (1) 水回り調査（防虫・防鼠） 1年に4回行うものとする。
- (2) 全館調査（防虫・防鼠） 1年の間で6月以内ごとに1回行うものとする。
- (3) 展示・収蔵室追加調査（文化財加害虫調査） 1年の間で6月以内ごとに1回行うものとする。

2 対象種類

- (1) 水周り調査（防虫・防鼠）・・・ねずみ、ゴキブリ、蚊、チョウバエ
- (2) 全館調査（防虫・防鼠）・・・ねずみ、ゴキブリ、蚊、チョウバエ
- (3) 展示・収蔵室追加調査（文化財加害虫調査・・・シミ目、シロアリ目、バッタ目、チャタテムシ目、コウチュウ目、ハチ目、チョウ目）

3 報告内容

生息状況及び環境状況（建築構造・什器備品の配置状況等）

4 調査方法

上記1（1）（2）については、トラッピング、聞き取り、目視により調査。

上記1（3）については、粘着シートトラップを用いて調査。なお、上記1（3）調査の期間、設置箇所（50箇所）については委託者と事前に協議を行う。粘着シートトラップについては受託者の負担とする。

5 発見後の対応

- (1) 上記1（1）（2）防虫・防鼠に係る調査において、ねずみ、ゴキブリ、蚊、チョウバエが発見された場合、委託者に報告の上、防除を実施すること。防除施工終了後から3週間以内に生息数減少等の防除効果の調査を行い、報告すること。なお、効果判定において、万一効果が認められない場合は再施工を行うこと。

- ① 薬剤は厚生労働省認可の人畜に影響の少ない薬剤を使用すること。
- ② 処理方法は、感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律に基づき行うこと。
- ③ 殺虫剤散布基準量は、日本防疫殺虫剤協会で指定した方法、量に基づき行うこと。
- ④ 展示室・収蔵室で防除作業を行う場合については、文化財や展示品に影響があるため、処理方法や使用薬剤について事前に委託者と協議を行い方法を決定すること。
- ⑤ 種類、処理方法、処理内容、使用薬剤等については、下表のとおりとすること。

種類	処理方法	処理内容	使用薬剤	適用
ねずみ	ペイティング	毒餌処理	日本防疫殺虫 剤協会指定の 薬剤を使用	ねずみの通路物陰に配置 し経口投与による食毒死 通路隙間を封鎖
	ダスティング	接触（散粉）処 理		
	リペリング	忌避剤散布		
	トラッピング	捕獲処理		
	シャッティング	通路遮断		
ゴキブリ	トリートメント	スプレー噴霧		ゴキブリが潜む場所及び 周辺を重点的に散布し駆 除並びに予防する
	U L V	超微粒子噴霧		
	エアゾール	スプレー噴霧		
	ペイティング	毒餌処理		
	トラッピング	捕獲処理		
	ベイバリゼイシ ョン	燻蒸処理		
チカイエカ チョウバエ	トリートメント	乳酸スプレー噴 霧		ミスト機噴射
	U L V	超微粒子噴霧		生息空間噴射

(2) 上記1(3)の文化財加害に係る調査において、対象種類のシミ目、シロアリ目、バッタ目、チャタテムシ目、コウチュウ目、ハチ目、チョウ目については、確認の有無、有の場合その箇所、種類、数量等について委託者に報告を行うこと。

6 その他事項

報告書については、速やかに提出の上5年間保存すること。

飲料水水質検査業務 仕様書

建築物における衛生的環境の確保に関する法律等関係法令に基づき、定期的に水質検査を行うこと。

1. 水質検査内容

給水設備の末端給水栓より採取した水道水を水源とする飲料水

検査項目	検査周期
一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、塩化物イオン、蒸発残留物、有機物、PH値、味、臭気、色度、濁度	2回／1年 (6月以内に1回行うこと。)
シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロムジクロロメタン、プロモホルム、ホルムアルデヒド	1回／1年 6月1日～9月30日の間に施工すること

2. その他事項

- (1) 水質検査終了後、速やかに報告書を提出し5年間保管すること。
- (2) 検査の結果不適合が認められた場合には改修・復旧を行うこと。

受水槽及び貯湯槽清掃業務 仕様書

水道法及び福岡県の指導要領に基づき水槽の清掃を定期的に行うこと。

1. 水槽概要

	有効容量	基数	備考
受水槽	24 m ³ (24 t)	1基	給水ポンプユニット (交互並列運転)
貯湯槽	3 m ³ (3 t)	1基	CO2 冷媒ヒートポンプ給湯機 (循環加温型)

2. 清掃手順内容

	手順	清掃内容
1	片側清掃槽の水抜き	連結管閉鎖により水位低下させ槽切替後水抜き
2	各操作スイッチ・操作バルブの確認	
3	使用道具の消毒	長靴・ゴム手・ホース・ノズル・噴霧器等
4	各操作スイッチ、操作バルブの切替操作	
5	高圧洗浄機・布・スポンジ等にてマンホール・その蓋・壁・床・天井・ボールタップ・電極棒・槽内の沈殿物・浮遊物の清掃除去	沈殿物等必要があればサンプルを採取。 清掃時槽内ボルト緩み漏水点検を行う 毛髪等の落下防止の為キャップ・布で頭部を覆う
6	洗浄機にて水洗い排出	洗い水は完全に排出
7	噴霧器にて次亜塩素酸を用い槽内消毒	次亜塩素酸ナトリウム有効濃度50～100ppm希釈
8	消毒後30分間乾燥後水洗い	
9	再度手順7から8を繰り返す	
10	給水バルブ開放にて補給、マンホールのふたは密閉する	完了後マンホールの蓋は施錠する
11	片側の水槽も2から10の作業を行う	
12	給水完了後残留塩素測定を実施	
13	各スイッチ・バルブ動作確認	
14	外観点検	

3. 業務実施日

1年に1回実施するものとする(但し、貯湯槽清掃は1年に2回)。

4. その他事項

- (1) 清掃終了後は報告書を速やかに提出し5年間保存する。
- (2) 清掃実施前後の写真を添付し報告書と一緒に提出すること。

消防用設備法定点検業務 仕様書

消防法等関係法令の規定に基づき定期的に点検を行うこと。

不時の故障の際は、直ちに技術員を派遣し、点検調整を行うものとする。

但し、部品交換等及び消火器の詰替えの費用は、別途とする。

1. 点検を行う消防設備及び点検方法並びに頻度

(1) 本館棟、一般収蔵庫で行う点検方法等は下表のとおりとする。

消防用設備	点検方法並びに頻度
消火器	外観・機能点検 2回/1年(9月と3月に行うこと) 総合点検 1回/1年(3月に行うこと)
屋外消火栓設備	
(1) 消火箱	
(2) 水源	
(3) 加圧送水装置	
(4) ホース	
(5) 消火栓ポンプ	
ハロゲン化物消火設備	
(1) 噴射ヘッド	
(2) ハロン1301貯蔵容器	
(3) 貯蔵用ガス容器弁	
(4) 容器弁開放器	
(5) 手動起動装置	
(6) 起動装置	
(7) 消火設備制御盤	
(8) 非常用電源装置	
(9) 起動用ガス容器	
自動火災報知設備	
(1) 受信器	
(2) 差動式スポット型感知器	
(3) 定温式スポット型感知器	
(4) 煙光電アナログ式スポット感知器	
(5) 発信器	
非常警報設備	
(1) 非常放送用アンプ	
(2) 非常用電源	

(3) スピーカー	
誘導灯	
(1) 避難口誘導灯	
(2) 通路誘導灯	
避難器具	
(1) 緩降器	
(2) 非常用電源	
排煙及び防排煙制御設備	
(1) 防火戸	
(2) シャッター	
(3) 垂れ壁	
(4) 排煙口	
(5) 音響装置	
(6) 制御装置	
非常電源装置	
(1) 自家発電設備	
(2) 蓄電池設備	

なお、設置数については別紙4 本館棟「消防設備機器一覧」、別紙9 一般収蔵庫「消防設備機器一覧」のとおりとする。

(2) 新収蔵庫で行う点検方法等は下表のとおりとする。

消防用設備	点検方法並びに頻度
消火器	外観・機能点検 2回/1年(9月と3月に行うこと)
屋外消火栓設備	
(1) 消火箱	
(2) 水源	
(3) 加圧送水装置	
(4) ホース	総合点検 1回/1年(9月に行う)
(5) 消火栓ポンプ	
自動火災報知設備	
(1) 受信器	
(2) 分布型空気管式熱感知器	
(3) 発信器	
(4) 地区音響装置	
誘導灯	
(1) 避難口誘導灯	

(2) 避難通路誘導灯	
排煙設備	
(1) 防火シャッター	
(2) 光電式煙感知器	

なお、設置数については別紙10 新収蔵庫「消防設備機器一覧」のとおりとする。

(3) 大宰府史跡発掘調査仮設ハウス及び福岡県考古資料庫で行う点検方法等は下表のとおりとする。

消防用設備	点検方法並びに頻度
消火器	外観・機能点検 2回／1年（9月と3月に行うこと）

なお、設置数については別紙12 大宰府史跡発掘調査仮設ハウス「消防設備機器一覧」、別紙13 福岡県考古資料庫「消防設備機器一覧」のとおりとする。

(4) 消防設備等の種類、点検内容及び報告書の様式については次の告示に則って行うこと。

- ① 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果に添付する点検票の様式を定める件（消防庁告示（昭和50年第14号））
- ② 消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書を定める件（消防庁告示（平成16年第9号））

3. その他事項

- (1) 消防設備点検後速やかに報告書を提出し5年間保存する。
- (2) 点検の結果不適合があった場合は、別途協議の上、改修・整備・復旧を行うものとする。

建築設備定期検査業務 仕様書

建築基準法等関係法令に基づき調査を定期的に行うものとする。

1. 調査項目

建築基準法第12条第4項の検査・報告の対象となる以下の設備を対象とする。

- (1) 換気設備
- (2) 排煙設備
- (3) 非常用の照明装置
- (4) 給水設備及び排水設備

2. 実務業務

- (1) 建築設備定期検査業務基準書に基づいて検査作業を実施するものとする。
- (2) 指定書式に基づいて検査結果報告書を作成すること。

3. 点検頻度

1回／1年

4. その他事項

- (1) 定期検査後速やかに報告書を提出し5年間保存する。
- (2) 点検の結果不適合があった場合は、別途協議の上、改修・整備・復旧を行うものとする。

特殊建築物定期検査業務 仕様書

建築基準法等関係法令に基づき調査を定期的に行うものとする。

1. 調査項目

建築基準法第12条第2項の調査対象となる以下の項目を対象とする。

(1) 建築物の敷地、構造及び建築設備の安全、衛生、防火及び避難に関する事項並びに建築物の用途に関する事項

2. 実務業務

- (1) 建築設備定期検査業務基準書に基づいて検査作業を実施するものとする。
- (2) 指定書式に基づいて検査結果報告書を作成すること。

3. 点検頻度

1回／3年

(直近において令和7年9月に実施済み。)

4. その他事項

- (1) 定期検査後速やかに報告書を提出し5年間保存する。
- (2) 点検の結果不適合があった場合は、別途協議の上、改修・整備・復旧を行うものとする。

防火設備定期検査業務 仕様書

建築基準法等関係法令に基づき調査を定期的に行うものとする。

1. 調査項目

建築基準法第12条第3項に基づく定期点検を実施すること。

防火戸

防火シャッター

防火スクリーン

2. 実務業務

(1) 国土交通省住宅局建築指導課監修による、建築設備定期点検業務基準指導書に基づいて検査作業を実施するものとする。

(2) 指定書式に基づいて検査結果報告書を作成すること。

3. 点検頻度

1回／1年

4. その他事項

(1) 定期検査後速やかに報告書を提出し5年間保存する。

(2) 点検の結果不適合があった場合は、別途協議の上、改修・整備・復旧を行うものとする。

簡易専用水道検査業務 仕様書

水道法等関係法令に基づき簡易専用水道の管理状況について検査を実施すること。

1. 調査の対象施設設備

水道法第3条第7項に規定する水道事業の用途に供する水道からの供給を受けるため設けられる水槽の有効容量が10立方メートルを超える物を対象とする。

2. 検査者

水道法第34条の2第2項に定める者に、管理の状況の適否について検査をさせること。

3. 検査項目

検査項目については、水道法施行規則第55条各号の管理基準に基づき以下の内容とする。

(1) 水槽等の外観検査

受水槽内外部の点検及びその周辺の清潔状況

(2) 給水栓における水質検査

色、濁り、味、臭気の検査及び残留塩素の測定

(3) 書類審査

管理に必要な給水設備の関係図面及び水槽の清掃記録等の管理に関する記録についての検査

4. 検査頻度

1回／1年

空気調和機点検整備業務 仕様書

建物施設の居室内外の空気環境の安定性・安全性を図るために、下記の要領にて定期的に点検整備を行うものとする。

点検整備においてはフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律を遵守すること。

1. 点検整備項目及び実施時期

		点検整備実施頻度							
		エアハン		パッケージ型		マルチ型		送排風機類	
		1ヶ月	6ヶ月	1ヶ月	6ヶ月	1ヶ月	6ヶ月	1ヶ月	6ヶ月
本体及び付属品	異臭・異音の確認	○		○		○			
	計器類指示値の確認	○		○		○			
	風量調整ダンパー開閉作動確認	○							
	冷媒点検				○		○		
	冷温水管エア抜き	○							
	加湿器計器指示値の確認	○							
	加湿配管汚れ・目詰まり整備		○						
	加湿フィルター点検清掃		○						
	ドレンパン点検清掃	○		○		○			
	本体接続部のエア通気漏れ		○		○		○		○
	部材緩み・脱落腐蝕点検		○		○		○		○
	機械のサビ・腐蝕点検		○		○		○		○
	機械の汚れ点検清掃		○		○		○		○
電動機	グリス注油充填								○
	軸受・プーリー歪み点検		○		○		○		○
	ベアリング異音点検	○		○		○		○	
	Vベルト摩耗・損傷・劣化点検	○		○				○	
	Vベルト弛み点検・調整	○		○				○	
動力盤	絶縁抵抗測定		○		○		○		○
	電流値・電圧測定		○		○		○		○
	接続端子緩み点検		○		○		○		○
	接触面の焼損・溶着状態点検		○		○		○		○

2. フィルター定期清掃

各空気調和機のフィルター清掃を冷暖房切り替え時期に合わせ、1年(4月～3月)に2回行うものとする。

3. 上記に含まれない業務

- (1) 冷媒の充填補充
- (2) 本体の洗浄作業
- (3) 機器類の不良部品の交換及び整備工事。

4. その他事項

- (1) 作業終了後は速やかに報告書を作成し5年間保存すること。
- (2) 点検の結果不適合があった場合は、別途協議の上、改修・整備・復旧を行うものとする。

空気熱源氷蓄熱ヒートポンプ点検業務 仕様書

建物施設の居室内外の空気環境の安定性・安全性を図るために、下記の要領にて定期的に点検整備を行うものとする。

点検整備においてはフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律を遵守すること。

1. 点検整備項目及び実施時期

(1) 空気熱源回収型ヒートポンプユニット (日本熱源株式会社製造)

	点検項目	点検回数	点検整備実施頻度	
			冷房切替時	暖房切替時
本 体 及 び 付 属 品	ガス漏れ点検	2回/1年	○	○
	オイル漏れ点検	2回/1年	○	○
	絶縁抵抗測定	2回/1年	○	○
	軸間隔計測	2回/1年	○	
	スライドバルブ動作確認	2回/1年	○	○
	ポジションインジケータ修正	2回/1年	○	○
	制御機器点検	2回/1年	○	○
	主電動機グリスアップ	2回/1年	○	○
	空気熱交換機点検	2回/1年	○	○
	オイルストレーナ洗浄	2回/1年	○	○
	オイルクーラ系統ストレーナ洗浄	2回/1年	○	○
	オイルフィルタ交換	2回/1年	○	○
	冷媒液ストレーナ点検	2回/1年	○	○
	安全弁検査	1回/1年	(1回/1年法定点検)	
	圧力計調整	1回/1年	(1回/1年法定点検)	
	氷蓄熱槽	2回/1年	○	
	ブローポンプ	2回/1年	○	
	温水蓄熱槽	2回/1年		○
	冷媒補充	随時	○	○
	オイルフィルタエレメント	随時	○	○
冷凍機油	随時	○	○	

※機器メーカー「日本熱源システム株式会社」の点検仕様に準ずる。

※機器メーカー「日本熱源システム株式会社」で点検を行う。

(2) 空気熱源回収型ヒートポンプユニット（ダイキン工業株式会社）点検整備項目及び実施時期

点検項目	点検回数点検整備	
本体及び付属品	電流、電圧の測定および電気関係絶縁測定	2回／1年
	各部圧カデータの確認	
	各部温度データの確認	
	送風機まわりの目視確認	
	油洩れ、水洩れ有無のチェック	
	保護装置の作動および外観点検	
	運転音、振動のチェック	
	各部ネジの増し締め	
	錆発生ネジ、ビス類の交換	
	熱交換器の汚れおよび腐食度合の点検	
安全弁点検	1回／1年	
圧力計調整	(法定点検)	
冷媒補充	随時	
オイルフィルタエレメント	随時	
冷凍機油	随時	

- ※1 機器メーカー「ダイキン工業株式会社」の点検仕様に準ずること。
- ※2 機器メーカー「ダイキン工業株式会社」で点検を行うこと。
- ※3 ダイキンのエアネットサービスシステムを利用し、オンライン診断および監視を行うこと。
- ※4 エアネットコンカレント特約に加入すること。

2. その他事項

- (1) 高圧ガス保安法に基づく定期自主検査を実施すること。
- (2) 高圧ガス保安法に基づく保安検査を受けること。
- (3) 冷媒の補充や回収を行った場合は、「フロン充填証明書」「フロン回収証明書」を提出すること。
- (4) 作業終了後は速やかに報告書を作成し5年間保存すること。
- (5) 点検の結果不適合があった場合は、別途協議の上、改修・整備・復旧を行うものとする。

入退館管理装置保守点検業務 仕様書

入退館管理装置が正常に作動できるように、定期的に保守点検を行い、常に運転に支障のないよう保守業務を実施する。

不時の故障の際は、直ちに技術員を派遣し点検調整を行うものとする。

1. 機種・内容・点検周期

対象箇所	業務内容	検査周期
入退館管理システム 1式	<ul style="list-style-type: none">・各機器の機能確認・システム動作、電気錠動作確認・停電時バックアップ確認・バッテリー点検・各部クリーンアップ・各定期取替部品の交換の要否確認	1回／1年

※ 建具に関する不具合は調整可能範囲で行うが、それ以外は報告とする。

2. その他事項

- (1) 作業終了後、速やかに報告書を提出し5年間保管すること。
- (2) 検査の結果不適合が認められた場合には改修・復旧を行うこと。

加湿用純水装置保守点検業務 仕様書

加湿用純水装置が正常に作動できるように、定期的に保守点検を行い、常に運転に支障のないよう保守業務を実施する。

不時の故障の際は、直ちに技術員を派遣し点検調整を行うものとする。

1. 機種・内容・点検周期

対象箇所	業務内容	検査周期
逆浸透装置膜装置 RON-50A型 1台	年次点検 ・カートリッジフィルター取替作業、整備 ・各種消耗品取替、整備 ・運転圧力確認 ・水質調整確認 ・警報動作確認 ・ポンプ運転電流値確認 ・ポンプ分解整備 ・警報動作確認 ・警報動作確認	6回／1年 1回／1年 1回／1年 1回／1年 1回／1年 1回／1年 1回／1年 1回／3年
	各種消耗品交換 ・カートリッジフィルター5um×L750×6本 ・活性炭50L（アクアスコールH） ・バブルディスクセット ・ROモジュール×2本	1回／1年 1回／1年 1回／1年 1回／3年

2. その他事項

- (1) 作業終了後、速やかに報告書を提出し5年間保管すること。
- (2) 検査の結果不適合が認められた場合には改修・復旧を行うこと。
- (3) 交換に係る消耗品は、受託者の負担とする。

昇降機保守点検業務 仕様書

建築基準法等関係法令に基づき行うものとする。

1. 点検対象設備

- (1) 本館棟昇降機（別紙5 本館棟「昇降設備機器一覧」参照）
- (2) 一般収蔵庫棟昇降機（別紙10 一般収蔵庫「昇降設備機器一覧」参照）

2. 点検項目

建築基準法、労働安全衛生法及びクレーン等安全規則に基づく点検対象は、以下の項目とする。

- (1) かご
- (2) かごの周囲・昇降路
- (3) 乗り場
- (4) ピット
- (5) 付加装置
- (6) 運転状態

3. 実務業務

- (1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修による、建築保全業務共通仕様書に基づいて保守点検業務を実施するものとする。
- (2) 建築基準法第12条第3項に基づく定期検査報告を行う場合は、指定書式に基づいて検査結果報告書を作成すること。
- (3) 労働安全衛生法に定める自主検査を行った後、点検検査結果報告書を提出すること。

4. 契約形態

- (1) 本館棟昇降機
FM（フルメンテ）契約とする。その他、必要なメンテナンスに関しては別途協議の上決定するものとする。
- (2) 一般収蔵庫棟昇降機
POG契約とする。

5. 点検頻度

- (1) 建築基準法に定める定期検査報告 1回／1年
- (2) 労働安全衛生法に定める自主検査 12回／1年

6. その他事項

- (1) 点検終了後速やかに点検記録連絡書を提出し5年間保存すること。
- (2) 検査の結果不適合が認められた場合には別途協議の上、改修・復旧を行うものとする。
- (3) 不時の故障の際は、直ちに技術員を派遣し、点検調整を行うものとする。

自動ドア保守点検業務 仕様書

建物施設の利用者の安全性を図るために、下記の要領にて定期的に点検整備を行うものとする。

1. 点検箇所

- (1) ドア・サッシ部
- (2) 懸架部
- (3) 動力部・茶道部
- (4) 制御装置
- (5) センサー部
- (6) 電気回路
- (7) 凍結防止装置

2. 設置台数

- (1) 正面入口・・・3台
- (2) 北入口・・・2台

3. 実務業務

- (1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修による、建築保全業務共通仕様書に基づいて保守点検業務を実施するものとする。
- (2) 点検検査結果報告書を提出すること。

4. 点検頻度

6回／1年（2ヶ月に1回実施すること）

5. その他事項

- (1) 点検終了後速やかに点検記録連絡書を提出し5年間保存すること。
- (2) 検査の結果不適合が認められた場合には別途協議の上、改修・復旧を行うものとする。
- (3) 不時の故障の際は、直ちに技術員を派遣し、点検調整を行うものとする。

給湯水水質検査業務 仕様書

建築物における衛生的環境の確保に関する法律等関係法令に基づき、定期的に給湯水水質検査を行うこと。

1. 給湯水水質検査内容

給湯設備の末端給水栓より採取した水道水を水源とする給湯水

検査項目	検査周期
一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、塩化物イオン、蒸発残留物、有機物、PH値、味、臭気、色度、濁度	2回／1年 (6月以内に1回行うこと。)
シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロムジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド	1回／1年 6月1日～9月30日の間に施工すること。

2. その他事項

- (1) 給湯水水質検査終了後、速やかに報告書を提出し5年間保管すること。
- (2) 検査の結果不適合が認められた場合には改修・復旧を行うこと。

自家用電気工作物の保安等業務 仕様書

電気事業法等関係法令及び電気保安規程に基づき、自家用電気工作物の保安業務を行うこと。

1. 設備内容

(1) 受変電設備

契約電力 500kW 設備容量 1,550kVA 受電電圧6,600V

(2) 配電設備

(3) 電気使用場所

(4) 非常用予備発電装置

定格容量125kVA 定格出力100KW 定格電力220V

(5) 小規模発電設備

太陽光発電設備 設備容量 45.837kW

(6) 蓄電池設備

(7) 直流電源装置

定格入力容量 4.5kVA 直流出力 20A 整流器 121V

整流器電流 25.0A

2. 業務内容

第三種電気主任技術者及び電気保安業務実施者にて次の業務を行うこと。

- (1) 電気工作物の維持及び運用について、月次点検及び年次定期的な点検を行うこと。
- (2) 工事に関する点検を保安規程に基づき行うこと。
- (3) 年次点検では全停電の上、精密点検を行うこと。
- (4) 点検の結果、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項その他必要な事項がある場合は、これについて報告及び助言を行なうこと。
- (5) 電気事故発生時における緊急措置並びに事故原因の探求の協力及び再発防止の協力助言、また必要に応じて臨時点検を行うこと。
- (6) 法令に基づく立入検査の立会いを行うこと。
- (7) 自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査、法令に基づく工事期間中の点検、竣工検査を実施し必要な助言を行うこと。
- (8) 自家用電気工作物の設置及び変更について、産業保安監督部長に対して申請書及び届出書の提出を必要とする場合における書類又は図面の作成及び手続の協力をを行うこと。

3. 点検頻度

(1) 月次点検 12回／1年

(2) 年次点検 1回／1年

(3) 点検項目

下表のとおりとする。なお、年次点検Aは3年に2回、年次点検Bは3年に1回行うものとする。

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次 点検	年次点検		臨時 点検	
				A	B		
受電設備 (含む二次受電受電設備)	責任分界となる開閉器 引込線等	外観点検	○	○	○	必要 の 都 度	
		観察点検			○		
		絶縁抵抗測定			○		
	電線及び支持物ケーブル	絶縁診断(部分放電測定)			○※7		
		継電器動作試験			○※8		○※10
		継電器との結合動作試験			○※8		○
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○	○		
		観察点検					○
		絶縁抵抗測定					○
		絶縁診断(部分放電測定)			○※7		
		継電器動作試験			○※8		○※10
		継電器との結合動作試験			○※8		○※10
		絶縁油の点検・試験 ※1					○
	内部点検 ※1				○		
	断路器・電力用ヒューズ 避雷器・計器用変成器 母線・電力用コンデンサ その他高圧機器	外観点検	○	○	○		
		観察点検					○
		絶縁抵抗測定					○
		絶縁診断(部分放電測定)			○※7		
	変圧器	外観点検	○	○	○		
		観察点検					○
		絶縁抵抗測定					○
		絶縁診断(部分放電測定)			○※7		
		漏えい電流測定	○	○	○※7		○
		絶縁油の点検・試験 ※1					○
	内部点検 ※1				○		
	配電盤及び制御回路	外観点検	○	○	○		
		電圧・電流測定 ※11	○	○	○		
観察点検					○		
絶縁抵抗測定					○		
絶縁診断(部分放電測定)				○※7			
継電器動作試験				○※8	○※10		

	受電設備の建物・室 キュービクルの外箱	外観点検	○	○	○	必要 の 都 度
		観察点検			○	
	接地装置	外観点検	○	○	○	
		観察点検			○	
		接地抵抗測定 ※2		○	○	
配電設備	開閉器・遮断器 変圧器・配電線路 電線及び支持物 設置装置	受電設備に準ずる	同左	同左	同左	
電気使用場所 の設備	電動機・電熱器・ 電熱溶接機・照明装置・ 配線及び配線器具・ その他機器類・設置装置	外観装置	○	○	○	
		観察点検			○	
		絶縁抵抗装置 ※3		○※9	○	
		接地抵抗測定 ※2		○	○	
非常用予備 発電設備	原動機及び付属装置	外観点検	○	○	○	
		観察点検			○	
		保護装置動作試験 ※4		○	○	
		始動停止試験	○※7	○※7	○※5	
	発電機及び励磁装置・ 接地装置	外観点検	○	○	○	
		発電電圧・周波数等測定	○※7	○※7	○	
		観察点検			○	
		絶縁抵抗測定 ※4		○	○	
		接地抵抗測定 ※2		○	○	
	開閉器・遮断器・配電盤・ 発電設備の建物・室 キュービクルの外箱	受電設備に準ずる	同左	同左	同左	
小出力 発電設備	原動機・付属装置 発電機・励磁装置	非常用予備発電設備に準じる	同左	同左	同左	
	太陽電池及び付属装置	外観点検	○	○	○	
		観察点検			○	
		絶縁抵抗測定 ※4		○	○	
接地装置・開閉器・遮断器・配電盤 発電設備の建物・室 キュービクルの外箱	受電設備に準ずる	同左	同左	同左		
蓄電	蓄電池	外観点検	○	○	○	必要
		観察点検			○	

池 設 備		液量点検		○	○	の 都 度
		電圧・比重・液温測定 ※6		○	○	
	充電装置	外観点検	○	○	○	
		観察点検			○	
		絶縁抵抗測定 ※4		○	○	
		接地抵抗測定 ※2		○	○	

※1 負荷の使用状況等に応じて、必要が認められる場合に行う。なお、PCB油混入のおそれがある場合、その一部又は全部を省略することがある。

※2 前回の測定記録の確認により代えることがある。

※3 絶縁監視装置の監視記録により代えることがある。

※4 場合によっては実施できないときがある。

※5 自動で起動及び停止を行うものとする。

※6 パイロットセルで行うものとし、構造（密閉型等）によりその一部又は全部を省略することがある。

※7 前回の測定及び試験記録と比較し確認を行うものとする。

※8 前回の試験記録の確認により代えることがある。

※9 前回の漏えい電流測定記録と比較し確認を行うことにより代えることがある。

※10 特性試験及び結合動作試験を3年に1回以上行う。なお、特性試験等を実施しない年は、前回の試験記録の確認により代えることがある。

※11 配電盤指示計器で変圧器毎にその二次側の値を測定する。なお、需要設備が低圧受電の場合は引込開閉器毎に測定する。

4. その他事項

- (1) 電気主任技術者の選任及び申請等に伴う費用は受託者の負担とする。
- (2) 点検終了後、速やかに報告書を提出し5年間保管すること。
- (3) 検査の結果不適合が認められた場合には改修・復旧を行うこと。

中央監視制御装置点検業務 仕様書

1. 点検項目

- (1) 中央監視装置 1式 (装置については、別紙6 中央監視装置機器一覧のとおり)
- (2) 自動制御機器 1式 (装置については、別紙7 中央監視装置自動制御機器一覧のとおり)

2. 実務業務

- (1) 中央監視装置総合点検
- (2) 自動制御装置定期点検

※ジョンソンコントロールズ㈱の点検仕様に基づき総合点検を行うものとする。

3. 点検頻度

- (1) 中央監視装置総合点検 1回/1年
- (2) 自動制御装置定期点検 1回/1年

(各機器について、1年に1回点検を行うこと。1度で終わらせる必要はないこと。)

4. その他事項

- (1) 定期検査後速やかに報告書を提出し5年間保存する。
- (2) 点検の結果不適合があった場合は、別途協議の上、改修・整備・復旧を行うものとする。

別紙2 本館棟「空調設備機器一覧」

機 器 名	設 備 概 要	数 量
空気熱源回収型ヒートポンプユニット	(空気熱源時)冷房能力226kw ブライン流量580ℓ/min 暖房能力228kw ブライン流量645ℓ/min 冷凍機ユニット:スクリュウ圧縮機、オイルポンプ・オイルヒーター、 空気熱交換機:送風機、ブライン温冷却器:シェル&チューブ式 冷媒:R134A、ブライン:35wt%	2
冷水1次ポンプ	渦巻きポンプ 口径65φ × 50φ × 550ℓ/min × 25mAq	2
冷水ポンプ	渦巻きポンプ 口径40φ × 32φ × 190ℓ/min × 25mAq	1
冷水2次ポンプ	渦巻きポンプ 口径80φ × 65φ × 890ℓ/min × 30mAq	1
冷水2次ポンプ	渦巻きポンプ 口径50φ × 40φ × 190ℓ/min × 30mAq	1
温水1次ポンプ	渦巻きポンプ 口径65φ × 50φ × 660ℓ/min × 25mAq	1
温水2次ポンプ	渦巻きポンプ 口径100φ × 80φ × 1,310ℓ/min × 30mAq	1
温水2次ポンプ	渦巻きポンプ 口径65φ × 50φ × 510ℓ/min × 30mAq	1
クッションタンク冷水用	材質:溶融亜鉛メッキ鋼板製 蓄熱容量3,240MJ	1
クッションタンク温水用	材質:FRP製呼称容量20m ³	1
水熱交換器 (チラー冷水系統)	プレート式 交換熱量433kw 1次側冷水量1034ℓ/min 2次側冷水量886ℓ/min 材質SUS	1
水熱交換器 (クッションタンク冷水系統)	プレート式 交換熱量90kw 1次側冷水量184ℓ/min 2次側冷水量184ℓ/min 材質SUS	1
水熱交換器 (チラー温水系統)	プレート式 交換熱量456kw 1次側温水量1307ℓ/min 2次側温水量1307ℓ/min 材質SUS	1
水熱交換器 (クッションタンク温水系統)	プレート式 熱交換量177kw 1次側温水量507ℓ/min 2次側温水量507ℓ/min 材質SUS	1
冷温水ポンプ	ライン式ポンプ 口径40φ 冷温水量 219ℓ/min 20mAq	1
水熱交換機 (床冷暖房冷温水系統)	プレート式 交換熱量18.5kw(冷房時)61.1kw(暖房時) 1次側冷水量38ℓ/min 2次側冷水量133ℓ/min 1次側温水量175ℓ/min 2次側温水量219ℓ/min	1
膨張タンク (空調冷水系統)	開放式TE-100呼称容量100ℓ 鋼板製	1
膨張タンク (空調温水系統)	開放式TE-100呼称容量100ℓ 鋼板製	1
膨張タンク (床冷暖房系統)	密閉式 最大吸収量12ℓ 鋼板製	1
空冷ヒートポンプチラー	モジュールチラー4台連結	1
1号機	冷却専用ブラインチラー 冷却能力149kw以上、ブライン流量388ℓ/min以上	
2号機	冷却専用ブラインチラー 冷却能力149kw以上、ブライン流量388ℓ/min以上	
3号機	ヒートポンプチラー 加熱能力 150kw以上、温水量430ℓ/min以上	
4号機	ヒートポンプチラー 加熱能力 150kw以上、温水量430ℓ/min以上	
ブライン循環ポンプ	ラインポンプ インバーター内蔵モーター 65φ 388ℓ/min × 42m	2
温水循環ポンプ	ラインポンプ インバーター内蔵モーター 65φ 430ℓ/min × 45m	2
モジュールコントローラー	タッチパネル式 モジュールチラー2系統運転	1

機 器 名	設 備 概 要	数 量
ユニット型空気調和機 (収蔵庫)	床置立型エアハンドリングユニット・全熱交換器付 冷却能力55.8kw 加熱能力59.4kw 送風量12.000m ³ /h	1
ユニット型空気調和機 (古文典籍歴史資料庫系統)	床置立型エアハンドリングユニット 冷却能力29kw 加熱能力30.8kw 送風量10.450m ³ /h	1
ユニット型空気調和機 (美術工芸品収蔵庫系統)	床置立型エアハンドリングユニット 冷却能力40.6kw 加熱能力41.1kw 送風量13.950m ³ /h	1
ユニット型空気調和機 (考古民俗資料収蔵庫系統)	床置立型エアハンドリングユニット・全熱交換器付 冷却能力24.3kw 加熱能力25.8kw 送風量8.750m ³ /h	1
ユニット型空気調和機 (金属遺物収蔵庫系統)	床置立型エアハンドリングユニット 冷却能力9.6kw 加熱能力10kw 送風量3.450m ³ /h	1
ユニット型空気調和機 (有機物遺物収蔵庫系統)	床置立型エアハンドリングユニット 冷却能力9.6kw 加熱能力10kw 送風量3.450m ³ /h	1
コンパクト型空気調和機 (ハンズオン・体感展示系統)	還気ファン付コンパクトエアハン 冷却能力23.6kw 加熱能力14.2kw 送風量3.360m ³ /h	1
コンパクト型空気調和機 (展示スペース1.3玄関ホール系統)	還気ファン付コンパクトエアハン 冷却能力57.1kw 加熱能力31.1kw 送風量12.300m ³ /h	1
コンパクト型空気調和機 (体験学習室展示ホール系統)	還気ファン付コンパクトエアハン 冷却能力52.5kw 加熱能力12.2kw 送風量10.380m ³ /h	1
コンパクト型空気調和機 (体験情報ラウンジ系統)	還気ファン付コンパクトエアハン 冷却能力50.3kw 加熱能力44.5kw 送風量9.880m ³ /h	1
ユニット型空気調和機 (常時展示室系統)	床置立型エアハンドリングユニット全熱交換器付 冷却能力41.22kw 加熱能力22.46kw 送風量9.380m ³ /h	1
ユニット型空気調和機 (企画展示ホール)	床置立型エアハンドリングユニット全熱交換器付 冷却能力24.9kw 加熱能力15.8kw 送風量6.400m ³ /h	1
加湿用純水装置	逆浸透式 処理水量500ℓ/h以上	1
ビル用マルチエアコン室外機 (ACP-1)	冷房能力40kw 暖房能力45kw	1
ビル用マルチエアコン室内機 (1F金属処理室)	天井埋込カセット式 冷房能力9kw 暖房能力10kw	1
ビル用マルチエアコン室内機 (1F遺物修復室)	天井埋込カセット式 冷房能力9kw 暖房能力10kw	1
ビル用マルチエアコン室内機 (1F科学分析室)	天井埋込カセット式 冷房能力7.1kw 暖房能力8kw	1
ビル用マルチエアコン室内機 (1FX線透過撮影室等)	壁掛型 冷房能力4.5kw 暖房能力5kw	2
ビル用マルチエアコン室内機 (1F光学計測室)	天井埋込カセット式 冷房能力7.1kw 暖房能力8kw	1
ビル用マルチエアコン室外機 (ACP-2)	冷房能力45kw 暖房能力50kw	1
ビル用マルチエアコン室内機 (1F洗浄室・復元室)	天井埋込カセット式 冷房能力5.6kw 暖房能力5kw	7
ビル用マルチエアコン室外機 (ACP-3)	冷房能力50kw 暖房能力56.5kw	1
ビル用マルチエアコン室内機 (1Fボランティア室)	天井埋込カセット式 冷房能力8kw 暖房能力9kw	1

機 器 名	設 備 概 要	数 量
ビル用マルチエアコン室内機 (1F実測製図室・遺物整理室)	天井埋込カセット式 冷房能力4.5kw 暖房能力4kw	6
ビル用マルチエアコン室外機 (ACP-4)	冷房能力45kw 暖房能力50kw	1
ビル用マルチエアコン室内機 (1F館長室)	天井埋込ダクト型 冷房能力5.6kw 暖房能力6.3kw	1
ビル用マルチエアコン室内機 (1F副館長室)	天井埋込ダクト型 冷房能力5.6kw 暖房能力6.3kw	1
ビル用マルチエアコン室内機 (1F事務室)	天井埋込カセット式 冷房能力4.5kw 暖房能力5kw	3
ビル用マルチエアコン室内機 (1F応接室)	天井埋込ダクト型 冷房能力7.1kw 暖房能力8kw	1
ビル用マルチエアコン室内機 (1F印刷室)	天井埋込カセット式 冷房能力4.5kw 暖房能力4kw	1
ビル用マルチエアコン室外機 (ACP-5)	冷房能力14kw 暖房能力16kw	1
ビル用マルチエアコン室内機 (1F暗室1)	天井埋込カセット式 冷房能力2.8kw 暖房能力3.2kw	1
ビル用マルチエアコン室内機 (1F暗室2)	天井埋込カセット式 冷房能力3.6kw 暖房能力4kw	1
ビル用マルチエアコン室内機 (1F暗室前室)	天井埋込カセット式 冷房能力4.5kw 暖房能力5kw	1
ビル用マルチエアコン室外機 (ACP-6)	冷房能力22.4kw 暖房能力25kw	1
ビル用マルチエアコン室内機 (1F警備員室)	天井埋込カセット式 冷房能力4.5kw 暖房能力5kw	1
ビル用マルチエアコン室内機 (1F仮眠室)	天井埋込カセット式 冷房能力2.2kw 暖房能力2.5kw	1
ビル用マルチエアコン室内機 (1F中央監視室)	天井埋込カセット式 冷房能力4.5kw 暖房能力5kw	1
ビル用マルチエアコン室内機 (1F清掃員控室)	天井埋込カセット式 冷房能力4.5kw 暖房能力5kw	1
ビル用マルチエアコン室外機 (ACP-7)	冷房能力40kw 暖房能力45kw	1
ビル用マルチエアコン室内機 (1F授乳室)	天井埋込カセット式 冷房能力2.2kw 暖房能力2.5kw	1
ビル用マルチエアコン室内機 (1F受付準備室)	天井埋込カセット式 冷房能力2.2kw 暖房能力2.5kw	1
ビル用マルチエアコン室内機 (1F廊下1)	天井埋込ダクト型 冷房能力7.1kw 暖房能力8kw	3
ビル用マルチエアコン室内機 (1F展示準備室)	天井埋込カセット式 冷房能力5.6kw 暖房能力6.3kw	1
ビル用マルチエアコン室内機 (1F受付室)	天井埋込ダクト型 冷房能力5.6kw 暖房能力6.3kw	1
ビル用マルチエアコン室外機 (ACP-8)	冷房能力45kw 暖房能力50kw	1
ビル用マルチエアコン室内機 (2F調査研究室1)	天井埋込カセット式 冷房能力5.6kw 暖房能力5kw	6
ビル用マルチエアコン室外機 (ACP-9)	冷房能力40kw 暖房能力45kw	1
ビル用マルチエアコン室内機 (2F休憩室)	天井埋込カセット式 冷房能力4.5kw 暖房能力5kw	1
ビル用マルチエアコン室内機 (2F調査研究室2)	天井埋込カセット式 冷房能力8kw 暖房能力9kw	4
ビル用マルチエアコン室外機 (ACP-10)	冷房能力96kw 暖房能力108kw	1
ビル用マルチエアコン室内機 (2F会議室)	天井埋込ダクト型 冷房能力22.4kw 暖房能力25kw	1

機 器 名	設 備 概 要	数 量
ビル用マルチエアコン室内機 (2F研修室)	天井埋込ダクト型 冷房能力22.4kw 暖房能力25kw	3
ビル用マルチエアコン室外機 (ACP-11)	冷房能力56kw 暖房能力63kw	1
ビル用マルチエアコン室内機 (2F図書収蔵庫1)	天井埋込ダクト型 冷房能力14kw 暖房能力16kw	1
ビル用マルチエアコン室内機 (2F図書収蔵庫2)	天井埋込カセット型 冷房能力11.2kw 暖房能力12.5kw	1
ビル用マルチエアコン室内機 (2F図書収蔵庫2)	天井埋込カセット型 冷房能力4.5kw 暖房能力5kw	2
ビル用マルチエアコン室内機 (M2F図書収蔵庫2)	天井埋込カセット型 冷房能力11.2kw 暖房能力14kw	2
ビル用マルチエアコン室外機 (ACP-16)	冷房能力28kw 暖房能力25kw	1
ビル用マルチエアコン室内機 (1F廊下2)	天井埋込ダクト型 冷房能力9kw 暖房能力8kw	3
空冷HPパッケージエアコン (1F情報管理室)	天井埋込カセット型 冷房能力16kw 暖房能力18kw	2
空冷HPパッケージエアコン (1F写真室)	床置ダクト型 冷房能力45kw 暖房能力31.5kw	1
空冷HPパッケージエアコン (1F貸出準備室)	床置ダクト型 冷房能力45KW 暖房能力31.5KW	2
ヘッダー(冷水)(屋上)	200φ×1800ℓタッピング125A、100A×2、 65A、25A(排水)最高使用圧力0.78MPa	1
ヘッダー(冷水)(屋上)	200φ×1800ℓタッピング125A、100A×2、 65A、25A(排水)最高使用圧力0.78MPa	1
ヘッダー(冷水)(屋上)	200φ×2150ℓタッピング125A、100A×2、 65A、25A(排水)最高使用圧力0.78MPa	1
ヘッダー(冷水)(屋上)	200φ×1800ℓタッピング125A、100A×2、 40A、25A(排水)最高使用圧力0.78MPa	1
ヘッダー(温水)(屋上)	200φ×1850ℓタッピング125A、100A×3、 25A(排水)最高使用圧力0.78MPa	1
ヘッダー(温水)(屋上)	200φ×1850ℓタッピング125A、100A×3、 25A(排水)最高使用圧力0.78MPa	1
ヘッダー(温水)(屋上)	200φ×2200ℓタッピング125A、100A×3、 25A(排水)最高使用圧力0.78MPa	1
ヘッダー(温水)(屋上)	200φ×1800ℓタッピング150A、100A×2、 40A、25A(排水)最高使用圧力0.78MPa	1
給気ファン(荷捌き室)	片吸込シロッコファン天吊型 #2 1/2×5.150m ³ /h×250Pa	1
給気ファン(電気室)	片吸込シロッコファン天吊型 #3×6.300m ³ /h×250Pa	2
給気ファン(機械室2)	ストレートシロッコファン消音型 200φ×500m ³ /h×150Pa	1
給気ファン(機械室1 下部)	片吸込シロッコファン天吊型 #2×2.900m ³ /h×150Pa	1
給気ファン(機械室1 上部)	片吸込シロッコファン天吊型 #2×3.600m ³ /h×150Pa	1
給気ファン(機械室5)	ストレートシロッコファン消音型 300φ×2.250m ³ /h×150Pa	1
給気ファン(機械室3)	ストレートシロッコファン消音型 250φ×1.750m ³ /h×250Pa	1
排気ファン(印刷室)	ストレートシロッコファン消音型 150φ×100m ³ /h×200Pa	1
排気ファン(男女更衣室)	ストレートシロッコファン消音型 200φ×200m ³ /h×250Pa	1
排気ファン(シャワー室)	ストレートシロッコファン消音型 200φ×150m ³ /h×250Pa	1

機 器 名	設 備 概 要	数 量
排気ファン(展示準備室)	ストレートシロッコファン消音型 150φ × 150m ³ /h × 200Pa	1
排気ファン(暗室と前室)	ストレートシロッコファン消音型 200φ × 350m ³ /h × 150Pa	2
排気ファン(RF写真室)	ストレートシロッコファン消音型 #1 × 800m ³ /h × 150Pa	1
排気ファン(RF写真準備室)	ストレートシロッコファン消音型 200φ × 200m ³ × 150Pa	1
排気ファン(RF生物室)	片吸込シロッコファン床置型 #2 1/2 × 2.400m ³ /h × 150Pa	1
排気ファン(給湯1)	ストレートシロッコファン耐湿型 200φ × 100m ³ /h × 250Pa	1
排気ファン(荷捌き室)	有圧換気扇低騒音型 350φ × 1.800m ³ /h × 100Pa	4
排気ファン(搬入室1)	ストレートシロッコファン低騒音型 1.100m ³ /h × 100Pa	2
排気ファン(搬入室2)	有圧換気扇低騒音型 350φ × 1.800m ³ /h × 100Pa	2
排気ファン(電気室)	片吸込シロッコファン天吊型 #31/2 × 12.600m ³ /h × 150Pa	1
排気ファン(機械室2)	ストレートシロッコファン消音型 200φ × 500m ³ /h × 150Pa	1
排気ファン(機械室4)	ストレートシロッコファン消音型 200φ × 700m ³ /h × 150Pa	1
排気ファン(機械室1下部)	片吸込シロッコファン天吊型 #11/2 × 2.900m ³ /h × 200Pa	1
排気ファン(機械室3)	ストレートシロッコファン消音型 250φ × 1.750m ³ /h × 150Pa	1
排気ファン(ポンプ室)	天井扇 150φ × 350m ³ /h × 100Pa	1
排気ファン(倉庫)	天井扇 150φ × 350m ³ /h × 100Pa	1
排気ファン(自販機置場)	ストレートシロッコファン消音型 150φ × 200m ³ /h × 200Pa	1
排気ファン(男女便所4)	ストレートシロッコファン消音型 200φ × 400m ³ /h × 250Pa	2
排気ファン(男子便所3)	ストレートシロッコファン消音型 200φ × 450m ³ /h × 150Pa	1
排気ファン(女子便所3)	ストレートシロッコファン消音型 250φ × 600m ³ /h × 200Pa	1
排気ファン(男女便所1)	ストレートシロッコファン消音型 250φ × 700m ³ /h × 200Pa	2
排気ファン(管理倉庫)	ストレートシロッコファン消音型 150φ × 150m ³ /h × 200Pa	1
排気ファン(図書収蔵庫2)	ラインファン 300φ × 2.900m ³ /h × 150Pa	1
排気ファン(カメラ機材保管庫)	ストレートシロッコファン消音型 200φ × 600m ³ /h × 150Pa	1
排気ファン(倉庫3)	ストレートシロッコファン消音型 200φ × 700m ³ /h × 150Pa	1
排気ファン(給湯2)	ストレートシロッコファン消音型 150φ × 100m ³ /h × 150Pa	1
排気ファン(ポンペ庫)	ストレートシロッコファン消音型 200φ × 1.150m ³ /h × 150Pa	1
排気ファン(男女便所6)	ストレートシロッコファン消音型 200φ × 450m ³ /h × 150Pa	2
排気ファン(多目的便所2)	ストレートシロッコファン消音型 200φ × 500m ³ /h × 150Pa	1

機 器 名	設 備 概 要	数 量
排気ファン(各給湯室)	天井扇 150φ × 350m ³ /h × 100Pa	3
排気ファン(機械室5)	ストレートシロッコファン消音型 300φ × 2.250m ³ /h × 150Pa	1
排気ファン(機械室1)	軸流ファン4.250CMh × 300Pa	1
排気ファン(ピット内排気)	軸流ファン2.200CMh × 300Pa	1
排気ファン(男女便所2)	ストレートシロッコファン消音型 200φ × 600m ³ /h × 150Pa	2
排気ファン(多目的便所1)	ストレートシロッコファン消音型 200φ × 300m ³ /h × 150Pa	1
排気ファン(男子便所5)	ストレートシロッコファン消音型 200φ × 800m ³ /h × 200Pa	1
排気ファン(女子便所5)	ストレートシロッコファン消音型 200φ × 700m ³ /h × 200Pa	1
排気ファン(授乳室)	天井換気扇 100φ × 50m ³ /h × 200Pa	1
排気ファン(洗浄復元室)	片吸込シロッコファン天吊型 #2 × 2.500m ³ /h × 150Pa	1
排気ファン(暗室前室)	天井扇 300m ³ /h × 50Pa	1
排気ファン(暗室1)	天井扇 190m ³ /h × 50Pa	1
排気ファン(暗室2)	天井扇 350m ³ /h × 50Pa	1
排気ファン(ボンベ庫)	ストレートシロッコファン消音型 200φ × 1.100m ³ × 200Pa	1
排煙ファン(屋上)	片吸込シロッコファン屋外床置型 #7 × 54.580m ³ /h × 1.100Pa	1
静止型全熱交換機(館長室)	天井隠蔽ダクト型 150φ × 200m ³ /h × 200Pa	1
静止型全熱交換機(副館長室)	天井隠蔽ダクト型(加湿付) 150φ × 200m ³ /h × 250Pa	1
静止型全熱交換機(事務室)	天井カセット型(加湿付) 200φ × 300m ³ /h × 200Pa	1
静止型全熱交換機(応接室)	天井隠蔽ダクト型(加湿付) 200φ × 400m ³ /h × 100Pa	1
静止型全熱交換機(ボランティア室)	天井カセット型(加湿付) 200φ × 450m ³ /h × 96Pa	1
静止型全熱交換機(警備員室)	天井隠蔽ダクト型 100φ × 100m ³ /h × 150Pa	1
静止型全熱交換機(中央監視室)	天井カセット型 100φ × 50m ³ /h × 100Pa	1
静止型全熱交換機 (清掃員控室・情報管理室)	天井カセット型 100φ × 100m ³ /h × 100Pa	2
静止型全熱交換機 (洗浄室1復元室)	天井カセット型 200φ × 400m ³ /h × 150Pa	2
静止型全熱交換機 (実測製図室・遺物管理室)	天井カセット型(加湿付) 200φ × 350m ³ /h × 100Pa	2
静止型全熱交換機(科学分析室)	天井隠蔽ダクト型 250φ × 150m ³ /h × 200Pa	1
静止型全熱交換機(光学計測室)	天井隠蔽ダクト型 250φ × 200m ³ /h × 200Pa	1
静止型全熱交換機(受付準備室)	天井カセット型 100φ × 50m ³ /h × 150Pa	1
静止型全熱交換機(会議室)	天井隠蔽ダクト型(加湿付) 250φ × 700m ³ /h × 150Pa	1

機 器 名	設 備 概 要	数 量
静止型全熱交換機(研修室)	天井隠蔽ダクト型(加湿付) 250φ × 900m ³ /h × 150Pa	3
静止型全熱交換機(図書収蔵庫1)	天井隠蔽ダクト型 200φ × 350m ³ /h × 200Pa	1
静止型全熱交換機(図書収蔵庫2)	天井隠蔽ダクト型 250φ × 800m ³ /h × 150Pa	2
静止型全熱交換機(特別閲覧室)	天井カセット型 150φ × 200m ³ /h × 150Pa	1
静止型全熱交換機 (調査研究室1)	天井カセット型 150φ × 250m ³ /h × 100Pa	2
静止型全熱交換機 (調査研究室2)	天井カセット型(加湿付) 200φ × 300m ³ /h × 100Pa	2
静止型全熱交換機(休憩室)	天井カセット型 150φ × 150m ³ /h × 150Pa	1
静止型全熱交換機(金属処理室)	天井カセット型 150φ × 150m ³ /h × 150Pa	1
静止型全熱交換機(遺物修復室)	天井カセット型 150φ × 150m ³ /h × 150Pa	1
エアハンドリングユニット室内機フィルター		47
ビル用マルチエアコン室内機フィルター		67
パッケージエアコン室内機フィルター		5

別紙3 本館棟「衛生設備機器一覧」

機 器 名	型番	仕様・付属品等	設 置 箇 所	数量 (台)	備 考
洋風大便器	BC-950S-AY	DV-155A-UR	男子①-2台 男子②-1台	3	
洋風大便器	BC-950P(P型)	DV-155A-UR	女子①-3台 女子⑤-1台	4	
洋風大便器	BC-950S-AY	DV-155AF-UR	女子②-3台 男⑤-1台、女子⑤-1台	5	
洋風大便器	BC-950S-AY (リトレイ型)	DV-155A-UR、CF200S-AY	男子⑤-1台	1	
洋風大便器	C-5R	CF-1510R7J、CF-49AT、 CF-8AWP、AY-55D、CF-51L	男子④-1台、女子④-2台、男子③-2台、 女子③-4台、男子⑥-1台、女子⑥-2台	12	
洋風大便器	BC-950S-AY (リトレイ型)	DV-155A-UR、CF62HS	女子⑤-1台	1	
洋風大便器	C-5R	DKC-5110S、CF-8AWP、 CW-E55-CK	多目的便所①②-1台ずつ	2	
洗面器	L275N		多目的便所①②-1台ずつ	2	
オストメイト	PTOM-A203W	電気温水器付	多目的便所①-1台	1	
小便器	AMU-506RP		男子①③④⑤⑥-2台ずつ 男子②-3台	13	
カウンター式洗面器	MLDCCFPA1	ツインホールタイプ	男子①②⑤、女子①②⑤-1台ずつ	6	
洗面器	L-533FCRS	AM-91(100V)	男子③④⑥、女子④⑥-2台ずつ、女子③ -3台	13	
洗面化粧台	FTXN-603	キャビネットなし	貸出準備室、仮眠室、受付準備室 各1台	3	
洗面化粧台	FTXN-604	KFTXN-600	シャワー室-1台	1	
カウンター式洗面器	L-2094FC	LF-P03B	授乳室-1台	1	
化粧鏡	NF-W450H1000AH		多目的便所①-2面、多目的便所②-1面	3	
化粧鏡	KF-3550AR		貸出準備室、仮眠室、受付準備室 各1面	3	
化粧棚	H-402		貸出準備室、仮眠室、受付準備室 各1台	3	
手すり			各便所内	28	
シャワーユニット			シャワー室-1台	1	
温風乾燥機			男子①②⑤、女子①②⑤-1台ずつ	6	
掃除流し	S-202A(P型)		男子⑤-1台	1	
掃除流し	S-202A		女子④、男子③、女子①、授乳室、 給湯室-1台ずつ	5	
電気給湯機		循環加熱型、CO2冷媒ヒートポンプ 給湯機加熱能力:28kwタンク3000ℓ SUS444製密閉型	屋上	1	
電気給湯機		据え置き型、貯湯式、沸騰機能付 貯湯量20ℓタイマー機能付温度表示	授乳室	1	
電気給湯機		据え置き型、貯湯式 貯湯量20ℓタイマー機能付温度表示	給湯室・清掃員控室・執務室	4	

機 器 名	型番	仕様・付属品等	設 置 箇 所	数量 (台)	備 考
電気給湯機		据え置き型、貯湯式 貯湯量20ℓタイマー機能付温度表示	暗室①②	2	
給湯循環ポンプ (ラインポンプ)		屋外設置型 25φ × 30ℓ/min × 5mAq	屋上	1	
膨張タンク		容量24ℓ最大吸収量16.3ℓ 320φ × 380h最高使用圧力0.49mpa 最高使用温度95℃	屋上	1	
雑排水ポンプ		雑排水用、並列交互、 非常時同時強化樹脂製 50φ × 133ℓ/min × 6mAq	ピット排水槽	1	
雑排水ポンプ		雑排水用、並列交互、非常時同時 強化樹脂製 50φ × 160ℓ/min × 6mAq	ピット排水槽	1	
雑排水ポンプ		雑排水用、自動運転型 40φ × 100ℓ/m × 5mAq	サクションピット	9	
PH調整排水槽		有効容量2m ³ タンク本体PVFR製	ピット調整槽置き場	1	
排水槽		有効容量2m ³ タンク本体PVFR製	ピット調整槽置き場	1	

別紙4 本館棟「消防設備機器一覧」

機 器 名	設 備 概 要	数 量	備 考
1. 消火器	粉末(ABC)消火器	49	
	水(浸潤剤等入り)消火器	14	
2. 屋外消火栓設備			
(1)消火箱	屋外消火箱	6基	
(2)水源	地下式水槽(給水装置ポールタップ方式25A)	1槽	
(3)加圧送水装置	EPM2-A215SX AC200V デジタルA	1面	
(4)ホース	20m ノズル径19mm	12本	
(5)消火栓ポンプ	0.62MPA×900ℓ/min	1台	
3. ハロゲン化物消火設備			
(1)噴射ヘッド		41個	
(2)ハロン1301貯蔵容器	68L/60kg	41本	
(3)貯蔵用ガス容器弁	PH18DH型 よ-051-1号	4個	
(4)容器弁開放器	PH式	4個	
(5)手動起動装置		1台	
(6)起動装置	火災感知装置器専用	1台	
(7)消火設備制御盤	自立型 CP1018-E	1面	
(8)非常電源装置	ニッカド電池 KR-M DC24V 10Ah 端子電圧 DC28V	1台	
(9)起動用ガス容器	1kg2.1ℓ 容器弁PH15C型 よ-0515-1号	7個	
4. 自動火災報知設備			
(1)受信機	GR型 壁掛型 交流電源灯V	1面	
(2)差動式スポット型感知器		19個	
(3)定温式感知器		3個	
(4)熱アナログ式スポット型感知器		23個	
(5)煙光電アナログ式 スポット型感知器		208個	
(6)発信機	P型1級 AC24V	14個	
5. 非常警報設備			
(1)非常放送用アンプ	定格出力 440W	1個	
(2)非常用電源	ニッケルカドニウム DC24V 6Ah×2、3.5Ah×1	1個	
(3)スピーカー		175個	
6. 誘導灯			
(1)避難口誘導灯		50台	
(2)避難口誘導灯	通常時消灯タイプ	13台	
(3)通路誘導灯		21台	
(4)通路誘導灯	通常時消灯タイプ	2台	
7. 避難器具			
(1)緩降器	1人用 長さ5m 降第6~3号 開口部750×1500 降下空間、北面犬走り	1基	
8. 排煙及び防排煙設備制御設備			
(1)防火戸		24箇所	
(2)シャッター		6箇所	
(3)垂れ壁		9箇所	
(4)排煙口		17箇所	
(5)音響装置		5箇所	
(6)制御装置	R型 壁掛型	1台	
9. 非常電源設備			
(1)自家発電設備		1台	
(2)蓄電池設備		1台	

別紙5 本館棟「昇降設備機器一覧」

機 器 名	設 備 概 要	数 量	備 考
フジテック社製 オーダーエシード	運転操作方式:セレクトブコレクティブ方式 制御方式:可変電圧・可変周波数制御方式 積載荷重:乗用1.000kg(定員15名) 速度:45m/分 昇降行程:1階床面～2階床面 停止階数:2か所 特記仕様:視覚障害者仕様, 車椅子仕様, 停電時自動着床仕様, 地震時管制運転, 火災時管制運転, 遠隔監視装置	1台	
フジテック社製 オーダーエシード	運転操作方式:セレクトブコレクティブ方式 制御方式:可変電圧・可変周波数制御方式 積載荷重:人荷用1.600kg(定員24名) 速度:45m/分 昇降行程:1階床面～2階床面 停止階数:2か所 特記仕様:停電時自動着床仕様, 地震時管制運転, 火災時管制運転, 遠隔監視装置	1台	

別紙6「中央監視装置機器一覧」

機 器 名	設 備 概 要	数 量	備 考
中央監視装置 監視端末(汎用パソコン)	汎用ブラウザによりシステムの監視操作を行う。 形式 ……デスクトップ型 主処理装置 ……マイクロプロセッサ 主記憶容量 ……2GB以上 補助記憶装置……ハードドライブ40GB以上 CD-ROM ……24倍速以上 OS ……WINDOWS	1	
中央監視装置 アプリケーションデータサーバ	ネットワークに接続されるNAEを統括するサイトディレクターとして機能する。また、システムで管理する各種時系列データ等をデータベース化して保存する。 形式 ……タワー型 主処理装置 ……マイクロプロセッサ 主記憶容量 ……2GB以上 補助記憶装置……ハードドライブ72.8GB×2 CD-ROM ……48倍速以上 管理点数 ……103 グラフィック ……20枚 OS ……WINDOWS	1	
液晶カラーディスプレイ 監視端末	アプリケーションデータサーバのモニターとして各種グラフィック画面、各種リスト画面を表示する。 形式 ……TFTカラー液晶 23.8インチ 表示色 ……約1677万色 解像度 ……1920×1080ドット	1	
キーボード・マウス	各種操作、パラメータの設定を行う。 キー形式 ……フルキーボード マウス ……光学式	1	
カラーレーザープリンター	監視端末からの各種印刷を行う。 印字方式 ……半導体レーザー+乾式電子写真方式 印刷速度 ……A4縦 25枚/分 印字用紙 ……A4普通紙 印字色 ……1670万色以上	1	
インターフォン(親機)	中央監視装置とリモートステーション間の相互通話を行う。 通話方式 ……プッシュイントーク方式	1	
ネットワークオートメーションエンジン(WEBサーバ)	ユニット毎にシステムのデータベース、各種制御機能を有し、これらの管理、処理行くと同時にWEBサーバとして機能する。 主処理装置 ……マイクロプロセッサ 主記憶容量 ……16GBフラッシュメモリー 4GB DDR3 SDRAM 通信方式 ……Ethernet/IP・HTTP・SNTP・SMTP SNMP・HTML・XML 通信速度 ……100Mbps	1	

機 器 名	設 備 概 要	数 量	備 考
中央監視ネットワーク	フィールドバスNAEとIOM間の通信を行う。 通信方式 ……ポーリングセレクトイング方式 通信速度 ……9600bps	1	
無停電電源装置	停電時にもシステムの必要部分が機能するように電 源供給する。 入力電源 ……1φ100V 出力電源 ……1φ100V 出力容量 ……2KVA 停電補償時間……10分間	1	
スイッチングハブ	Ethernetスイッチ 通信速度 ……10Mbps/100Mbps デバイス接続……10BASE-T/100BASE-TX	1	

別紙7 「中央監視装置自動制御機器一覧表」

項	品 名	型 式・他	数 量	備 考
1	自動制御装置			
	熱源廻り制御 1組			
	挿入形温度検出器	SGEK-L-015	16	
	挿入形温度検出器	J-L-015-P1K	12	
	圧力検出器	FP201-C33-L20	4	
	デジタル指示調節計	JUT70-HVNNN	4	
	デジタル指示調節計	JUT70-HRN7N	4	
	デジタルコントローラ	DX9100-8354	2	
	熱量演算器	CU200-9*A/TGR	6	
	ディストリビュータ	M2DY-24A-M/N	4	
	スプリット演算器	MFS-V-AAA-G	4	
	シーケンストライバ	MFS-V-AAA-G	4	
	アイソレータ	M5SN-AA	10	
	アイソレータ	W2VS-AAA-M2/N	1	
	アイソレータ	W2VS-AA-M/N	5	
	アイソレータ	W2VS-A4-M2/N	2	
	抵抗温度変換器	M2RS-4A-M	1	
	抵抗温度変換器	M2RS-0A-M	2	
	フロートレススイッチ	61F (3P電極棒ツキ)	5	
	電動2方弁 40A	VG82E1S1N	3	
	電動2方弁 65A	VG82G1S1N	3	
	電動2方弁 80A	VG82H1S1N	2	
	電動2方弁 100A	VG82J1S1N	4	
	電動2方弁 65A	EXS200-10DJUE	4	
	電動2方弁 100A	EXS200-10DJUE	4	
	電磁流量計 100A	EGM1010C	5	
	電磁流量計 150A	EGM1010C	1	
	保護管		28	
	挿入形温度検出器	TS-9106	1	
	圧力伝送器	FP201	4	
	手動設定器	JPAK	2	
	蓄熱/放熱/追掛切換回路		2	
	切換スイッチ		2	
	補助リレー		18	
	電動バタフライ弁 65A		4	
	電動バタフライ弁 100A		4	
	レベル検出器(氷蓄熱ユニット付属品)		1	
	挿入形温度検出器(氷蓄熱ユニット付属品)		1	

項	品名	型式・他	数量	備考
2	空調機制御A 1組、OAHU-1・AHU-1~5			
	OAHU-1			
	室内形温度検出器	RS-9143-0000	7	
	挿入形温度検出器	TS-9106-8220	1	
	挿入形露点温度検出器	JDP21-161*A	1	
	挿入形温湿度検出器	HT-9000-UD2	1	
	微差圧伝送器	KL14	1	
	差圧スイッチ	P233A-10-PKC	1	
	VAVコントローラ	TC1222-012120	7	
	直流入力変換器	W2VS-444-M2/N	2	
	ディストリビュータ	M2DY-24A-M/N	1	
	比率設定器	M2REB-S-AA-M2	2	
	ダンパモータ	M9116-AGA-2J	1	
	電動2方弁 32A	VIJ225D-09GGA	1	冷水用
	電動2方弁 40A	VIJ225E-09GGA	1	温水用
	デジタルコントローラ	MS-FAC3613-0	1	
	ダクトフランジ		1	
	アイソレータ	W2VS	2	
	補助リレー		33	
	トランス	NTP	15	
	電動式操作器	VA7810	10	
	AHU-1			
	室内形温湿度検出器	JHD40-168	2	
	挿入形温度検出器	TS-9106-8220	1	
	挿入形露点温度検出器	JDP21-161*A	1	
	差圧スイッチ	P233A-10-PKC	1	
	直流電源	PS5R-A24	3	
	ダンパモータ	M9116-AGA-2J	1	
	電動制御弁 25A	VJI225C-06GGA	2	冷水用×1、温水用×1
	デジタルコントローラ	MS-FAC3613-0	1	
	AHU-2			
	室内形温湿度検出器	JHD40-168	2	
	挿入形温度検出器	TS-9106-8220	1	
	挿入形露点温度検出器	JDP21-161*A	1	
	差圧スイッチ	P233A-10-PKC	1	
	直流電源	PS5R-A24	3	
	ダンパモータ	M9116-AGA-2J	1	
	電動制御弁 25A	VJI225C-06GGA	1	冷水用
	電動制御弁 32A	VJI225D-06GGA	1	温水用
	デジタルコントローラ	MS-FAC3613-0	1	

項	品名	型式・他	数量	備考
	AHU-3			
	室内形温湿度検出器	JHD40-168	2	
	挿入形温度検出器	TS-9106-8220	1	
	挿入形露点温度検出器	JDP21-161*A	1	
	差圧スイッチ	P233A-10-PKC	1	
	直流電源	PS5R-A24	3	
	ダンパモータ	M9116-AGA-2J	1	
	電動制御弁 20A	VJI225B-06GGA	1	冷水用
	電動制御弁 25A	VJI225C-06GGA	1	温水用
	デジタルコントローラ	MS-FAC3613-0	1	
	AHU-4			
	室内形温湿度検出器	JHD40-168	2	
	挿入形温度検出器	TS-9106-8220	1	
	挿入形露点温度検出器	JDP21-161*A	1	
	差圧スイッチ	P233A-10-PKC	1	
	直流電源	PS5R-A24	3	
	ダンパモータ	M9116-AGA-2J	1	
	電動制御弁 15A	VJI225A-06GGA	2	冷水用、温水用各1
	デジタルコントローラ	MS-FAC3613-0	1	
	AHU-5			
	室内形温湿度検出器	JHD40-168	2	
	挿入形温度検出器	TS-9106-8220	1	
	挿入形露点温度検出器	JDP21-161*A	1	
	差圧スイッチ	P233A-10-PKC	1	
	直流電源	PS5R-A24	3	
	ダンパモータ	M9116-AGA-2J	1	
	電動制御弁 15A	VJI225A-06GGA	2	冷水用、温水用各1
	デジタルコントローラ	MS-FAC3613-0	1	
3	空調機制御B 1組 AHU-6			
	室内形温湿度検出器	HT-9009-URW	1	
	挿入形温度検出器	TS-9106-8220	1	
	挿入形露点湿度検出器	JDP21-161*A	1	
	差圧スイッチ	P233A-10-PKC	1	
	ダンパモータ	M9116-AGA-2J	1	
	電動2方弁 20A	VJI225B-06GGA	2	冷水用、温水用各1
	デジタルコントローラ	MS-FAC3613-0	1	
	ダクトフランジ		1	
	補助リレー		5	
	直流電源	PS5R	1	
	トランス		5	
	電動式操作器	VA7810	2	

項	品名	型式・他	数量	備考
4	空調機制御C 2組 AHU-10,11			
	AHU-10			
	挿入形温湿度検出器	HT-9009-UD2	1	
	挿入形温度検出器	TS-9106-8220	1	
	挿入形露点温度検出器	JDP21-161*A	1	
	室内形温度検出器	HT-9009-URW	1	
	挿入型CO2濃度計	CDS45-100*A	1	
	差圧スイッチ	P233A-10-PKC	1	
	ダンパモータ	M9116-GGA-2J	1	
	電動2方弁 25A	VJI225C-06GGA	2	冷水用、温水用各1
	デジタルコントローラ	MS-FAC3613-0	1	
	ダクトフランジ		2	
	補助リレー		12	
	直流電源	PS5R	7	
	トランス		2	
	電動式操作器	VA7810	4	
	電動制御弁 20A	VG7223	2	
	AHU-11			
	挿入形温湿度検出器	HT-9009-UD2	1	
	挿入形温度検出器	TS-9106-8220	1	
	挿入形露点温度検出器	JDP21-161*A	1	
	室内形温湿度検出器	HT-9009-URW	1	
	挿入型CO2濃度計	CDS45-100*A	1	
	差圧スイッチ	P233A-10-PKC	1	
	ダンパモータ	M9116-GGA-2J	1	
	電動2方弁 25A	VJI225C-06GGA	2	冷水用、温水用各1
	デジタルコントローラ	MS-FAC3613-0	1	
5	空調機制御D 1組 AHU-7			
	挿入形温湿度検出器	HT-9009-UD2	1	
	挿入形温度検出器	TS-9106-8220	1	
	挿入形露点温度検出器	JDP21-161*A	1	
	差圧スイッチ	P233A-10-PKC	1	
	ダンパモータ	M9116-AGA-2J	1	
	電動2方弁 32A	VJI225D-06GGA	1	冷水用
	電動2方弁 25A	VJI225C-06GGA	1	温水用
	デジタルコントローラ	MS-FAC3613-0	1	
	ダクトフランジ		1	
	デジタルコントローラ	DX-8454	1	
	補助リレー		7	
	直流電源	PS5R	2	
	トランス		1	

項	品名	型式・他	数量	備考
	電動式操作器	VA7810	2	
6	空調機制御E 1組 AHU-9			
	挿入形温湿度検出器	HT-9006-UD2	1	
	挿入形温度検出器	TS-9106-8220	1	
	差圧スイッチ	P233A-10-PKC	1	
	挿入形露点温度検出器	JDP21-161*A	1	
	ダンパーモータ	M9116-AGA-2J	1	
	電動制御弁 32A	VJI225D-09GGA	2	冷水用、温水用各1
	デジタルコントローラ	MS-FAC3613-0	1	
	ダクトフランジ		1	
	補助リレー		5	
	直流電源	PS5R	2	
	トランス		1	
	電動式操作器	VA7810	2	
7	空調機制御F 1組 AHU-8			
	挿入形温湿度検出器	HT-9006-UD2	1	
	挿入形温度検出器	TS-9106-8220	1	
	差圧スイッチ	P233A-10-PKC	1	
	挿入形露点温度検出器	JDP21-161*A	1	
	ダンパーモータ	M9116-GAGA-2J	1	
	電動制御弁 32A	VCU5400 1 1/4	1	冷水用
	電動制御弁 25A	VJI225C-06GGA	1	温水用
	デジタルコントローラ	MS-FAC3613-0	1	
	ダクトフランジ		1	
	補助リレー		7	
	直流電源	PS5R	2	
	トランス		1	
	直結形ダンパ操作器	M9116-GGA	1	
	電動式操作器	VA7810	2	
8	冷水・温水送水切換制御 1組			
	切換スイッチ		1	
	リレー回路		1	
	電動ボール弁 32A	B102-LU	2	
	電動ボール弁 65A	EXS-200	2	
9	給・排気ファン発停制御 1組			
	ルームサーモスタット	MCT10-C140	1	
10	給湯(往)温度制御 1組			
	挿入形温度検出器	SGEK-L-015	1	
	デジタル指示調節計	JUT70-HRN7N	1	
	電動弁 50A	KRSR-SF-50SJ	1	給湯用
	保護管		2	

項	品 名	型 式・他	数 量	備 考
	補助リレー		4	
11	受水槽制御B 1組			
	電極棒		2	給水用
	電極棒		2	満減水・濁水
	電磁弁 20A	PS-12 A200V	2	定水位弁ハイトロット
	温度スイッチ	FS-6TE	1	換気扇用
	フロートレススイッチ	61F (3Pツキ)	1	
	フロートレススイッチ	61F (4Pツキ)	1	
	補助リレー		3	
	リレー回路		1	
12	消火水槽 警報監視 1組			
	電極棒	3P	1	
	フロートレススイッチ	61F-IP (3P電極棒ツキ)	1	
	電極棒	2P	1	
	補助リレー		2	
13	ピット排水槽pH監視 1組			
	PH検出器	PH8HS	1	
	PH変換器	PH400G	1	
	デジタル指示調節計	JUT70-RVN7N	1	
	補助リレー		3	
	電磁弁 25A	DP-100	1	
	フロートスイッチ(支給品:雑排水ポンプ付属品)		2	
14	サクションピット警報監視 9組			
	補助リレー		18	
	フロートスイッチ(支給品:雑排水ポンプ付属品)		9	
15	外気温度・湿度計測			
	防滴型温湿度検出器	JHD31-167*A	1	
	直流電源	PS5R-A24	1	
	百葉箱		1	
	抵抗温度変換器		1	
	アイソレータ		1	
16	制御盤			
	中央監視装置	METASYS-EA	1 式	
	詳細は、別紙6「中央監視装置機器一覧」のとおり			
	システム制御盤	1200X1950X400	1 面	
	1RCP-1A	4000X1950X400	1 面	
	1RCP-1B	3200X1950X400	1 面	
	1RCP-2	1000X1950X400	1 面	
	1RCP-3	1200X1950X400	1 面	
	1RCP-4	1800X1950X400	1 面	
	1RCP-5	600X1950X400	1 面	

項	品 名	型 式・他	数 量	備 考
	1RCP-E	600X900X250	1 面	
	2RCP-1	2100X1950X400	1 面	
	RRCP-1	4000X1950X400	1 面	
	PH変換器盤	500X700X250	1 面	

別紙10 一般収蔵庫「消防設備機器一覧」

機 器 名	設 備 概 要	数 量	備 考
1. 消火器	粉末(ABC)消火器	22本	
2. 屋外消火栓設備			
(1)消火箱	屋外消火箱	2基	
(2)ホース	20m ノズル径19mm	4本	
3. 自動火災報知設備			
(1)差動式スポット型感知器		3個	
(2)定温式スポット型感知器		1個	
(3)定温式感知器		4個	
(4)熱アナログ式スポット型感知器		8個	
(5)煙光電アナログ式 スポット型感知器		41個	
(6)発信機	発信機P型1級 AC24V	4個	
4. 非常警報器具・設備			
(1)スピーカー		20個	
5. 誘導灯			
(1)避難口誘導灯		10台	
(2)通路誘導灯		7台	

別紙11 新収蔵庫「消防設備機器一覧」

機 器 名	設 備 概 要	数 量	備 考
1. 消火器	粉末(ABC)消火器10型	7本	
2. 屋外消火栓			
(1)消火箱	屋外消火栓箱	2基	
(2)ホース	20m 噴霧ノズル	4本	
3. 自動火災報知設備			
(1)受信機	P型 1級 壁掛型 交流電灯V	1面	
(2)差動式空気管式感知器		9個	
(3)発信機	P型 1級 AC24V	6個	
(4)地区音響装置		6個	
4. 誘導灯			
(1)避難口誘導灯		6台	
(2)通路誘導灯		6台	
5. 防排煙制御設備			
(1)防火シャッター		6箇所	
(2)光電式煙感知器		12個	

別紙12 一般収蔵庫「昇降設備機器一覧」

機 器 名	設 備 概 要	数 量	備 考
クマリフト社製 ダムウエーター (MH-300)	制御方式:インバータ制御 積載量:300kg 速度:45m/分 昇降行程:1階床面~2階床面 停止階数:2か所	1台	

別紙13 大宰府史跡発掘調査仮設ハウス「消防設備機器一覧」

機 器 名	設 備 概 要	数 量	備 考
1. 消火器	粉末(ABC)消火器10型	4	

別紙14 福岡県考古資料庫「消防設備機器一覧」

機 器 名	設 備 概 要	数 量	備 考
1. 消火器	粉末(ABC)消火器10型	5	

平成 8 年 7 月 1 2 日
文化庁長官裁定
平成 30 年 1 月 29 日改訂

国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項

文化財保護法において、文部科学大臣は、我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高く重要なものは重要文化財として、重要文化財のうち世界文化の見地から価値が高いもので、たぐいなき国民の宝たるものを国宝に指定することができる、とされている。これら国宝・重要文化財（美術工芸品。以下「重要文化財等」という。）の公開を行うことは、国民の文化財に親しむ機会を確保し、文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する観点から積極的に推進する必要がある。

一方で、我が国の文化財は材質がぜい弱なものが多く、季節に合わせ公開する、曝涼などの機会に公開するなど、伝統的手法によって、長期間にわたる公開を避けて保存・継承してきた。これは文化財を保護し、後世に伝えるためのものであり、このような実績を踏まえつつ、我々は、公開によって歴史上・芸術上・学術上極めて貴重な文化財が損なわれることがないように、保存や公開における取扱いについては細心の注意を払わなければならない。

本要項は、重要文化財等の公開と保存の調和を図るため、文化財保護法第 53 条に基づき、所有者及び管理団体（以下「所有者等」という。）以外の者が移動を伴い、重要文化財等が通常保管されている施設以外の施設において公開を行う（寄託品や貸与品などを除く。）場合に、多様な重要文化財等に対して対応が可能なかたちで適切な取扱いを行うべき事項や留意すべき事項を示す指針である。

公開を実施する場合には、この要項を参照し、公開をする施設の学芸員等及び施設長が十分留意し、責任を持って適切に取り扱い等を行うことが期待される。また、所有者が、重要文化財等が通常保管されている施設で公開する際にも、同施設において適切な展示・公開条件を策定し、その条件に従うか、若しくはこの要項に定める事項に基づき適切な取扱い等を行うことが期待される。

なお、重要文化財等の材質、形状、保存状態は個々に異なっており、実際の公開に際しては、それぞれの文化財に応じ、専門的知識に基づいた学芸員等が、その特性や状態について十分把握した上で、対象の重要文化財等を扱うことが必要である。あわせて、公開を実施する施設の施設長は、対象の重要文化財等の公開に責任を持ち、公開に伴うき損や劣化が起こらないよう、適切な管理体制を組織することが必要である。

上記を踏まえた上でも、重要文化財等の公開がこの要項によりがたい場合には、事前に文化庁文化財部美術学芸課に技術的指導及び助言を求め、協議し、適切な公開に努めることとする。

1 公開を避けなければならないもの

- (1) き損や劣化の程度が著しく、応急措置を施しても公開のための移動又は公開によってさらにき損や劣化が進行するおそれがある重要文化財等については、抜本的な修理が行われ、甚大なき損や劣化の懸念が払拭されるまで公開を行わないこと。
- (2) 材質が極めてぜい弱である、寸法が特に大きい、形状が複雑である、き損や劣化の程度が著しいなどの理由により、移動による劣化の進行やき損等の危険性が極めて高いと考えられる重要文化財等は、移動を伴う公開を行わないこと。

2 公開のための移動回数及び期間

- (1) 1に定めるもの以外の重要文化財等については、原則として公開のための移動回数は年間2回以内とする。この場合、1展覧会に伴う移動回数は原則1往復1回と考えること。また、公開日数は年間延べ60日以内とすること。この場合、年間とは公開された期間の開始日から起算して1年間と考えること。なお、本要項6として後述する材質や種類等を踏まえた個別の重要文化財等の公開における留意事項も参照の上、適切に公開すること。
- (2) 1に定めるもの以外の重要文化財等のうち、特に個々の保存状態に問題が生じないと考えられるものに限り、材質が石、土、金属等（本要項6に記載するものに限る。）については、公開日数を年間延べ150日以内とする。
- (3) 1に定めるもの以外の重要文化財等のうち、2（2）に該当しないもので、特に個々の保存状態に問題が生じないと考えられるものに限り、特別な理由があり年間の公開日数を延長したい場合については、事前に文化庁文化財部美術学芸課と協議し、公開後2年間収蔵庫に保管するなど、次回の公開まで適切な期間を設ける措置を執った上で、年間延べ100日まで公開することができる。
- (4) 1に定めるもの以外の重要文化財等のうち、たい色や材質の劣化の危険性が高いものは、原則として、年間公開日数の限度を延べ30日以内とし、他の期間は収蔵庫に保管して、温度及び湿度に急激な変化を与えないようにすること。

3 陳列、撮影、点検、梱包及び撤収時の取扱い

重要文化財等の陳列、撮影、点検、梱包及び撤収は、対象の重要文化財等の特性や状態を十分把握した学芸員等が取扱うこと。

4 公開の方法

- (1) 原則として、展示物の大きさや展示作業上の安全性、機能性及び耐震性を考慮して設計された展示ケース内で展示する（寸法が特に巨大なもの及び材質が特に堅牢なものを除く。）とともに、展示ケースには次の措置を講じること。
 - ① 展示ケースのガラス等は、十分な強度を有し、飛散防止措置を講じたものを使用すること。
 - ② 移動展示ケースは重心を低くし、横滑りなどの防止措置を施すこと。
- (2) 重要文化財等の材質、形状、保存の状態を考慮した適切な方法によるとともに、次の措置を講じること。

- ① 展示ケース内の温度及び湿度の調整方法は、展示室の環境や構造及び管理方法を十分に考慮した上で、エアタイトケースを適切に使用する、調湿剤を使用する、データロガーによる温度及び湿度の計測を続けるなど適切な方法で維持すること。
- ② 展示ケース等の作製に当たっては、文化財に悪影響のあるガスを発生するおそれのある素材や接着剤等を使用する場合は、使用量や通風乾燥期間を適切に設け、定期的にケース内濃度を確認すること。
- ③ 卷子装（巻物）のものなどを鑑賞の便宜のために傾斜台上に置く必要がある場合には、原則として傾斜角度を水平角 30 度以下にすること。
- ④ 公開中、展示されている文化財の定期的な点検をする機会を設けること。

5 公開の環境

重要文化財等の公開は、大気汚染、文化財に悪影響のあるガス、かび、じんあい等の発生や影響を受けない清浄な環境のもとで行い、展示する作品が展示の前に長期間置かれていた保存環境との大きな差や、展示室内の温度及び湿度の急激な変化が生じないようにすることに留意しつつ、次に掲げる保存に必要な措置及び環境を維持すること。

(1) 慣らし

常時置かれてきた場所とは異なる環境に輸送したものの梱包を解く時は、24 時間程度の十分な慣らしの期間を確保すること。

(2) 展示ケース内の温度及び湿度の調整

展示ケース内の温度は摂氏 22 度±1 度（公開を行う博物館その他の施設が所在する地域の夏期及び冬期の平均外気温の変化に応じ、季節によって緩やかな温度の変動はあっても良い。）、相対湿度は 55 パーセント±5 パーセント（年間を通じて一定に維持すること。）を目安とすること。ただし、金属製品の相対湿度は 50 パーセント以下を、近代の洋紙を利用した文書・典籍類、図面類、写真類などの相対湿度は 50 パーセントから 55 パーセント程度を目安とすること。

なお、温度及び湿度の設定に際しては、同一ケース内に材質の異なる文化財を展示したり、展示する作品が展示の前に長期間置かれていた保存環境と大きく異なる場合などには、重要文化財等の種類及び個々の保存状態に応じて適切に判断すること。

(3) 露出展示（展示ケース外での展示）

1 (2) に定めるもの以外の重要文化財等のうち、寸法が大きく展示ケース内に展示できないなどにより露出展示しなければならない場合は、展示室の温度及び湿度が(2)と同様になるように努め、結界等により接触防止の措置を必ず講じること。

(4) 照度

- ① 照度は原則として 150 ルクス以下に保ち、直射日光が入る場所など明るすぎる場所での公開を避けること。また、特にたい色や材質の劣化の危険性が高い重要文化財等については、露光時間を勘案して照度をさらに低く保つこと。
- ② 蛍光灯を使用する場合には、紫外線の防止のため、たい色防止処理を施したものを、白熱灯を使用する場合には、熱線（発熱）の影響を避けるよう配慮する必要があること。
- ③ 紫外線や赤外線の出ない LED 照明等を使用する場合も、①の原則と同様に取り扱う

こと。

- ④ 写真や動画撮影に使用する照明についても，照度や露光時間については十分留意すること。

6 個別の重要文化財等の公開における留意事項

重要文化財等の公開が適切なものとなるよう，特に個々の保存状態に問題が生じることがないと考えられ，劣化しやすい材質を用いていない重要文化財等については，以下に示す各分野別の材質や種類等を踏まえた留意事項を参照すること。

(1) 絵画

- ・ 絵画の照度は 100 ルクス以下とすること。
- ・ 版画の公開日数は年間延べ 30 日以内で照度は 50 ルクス以下とすること。
- ・ 油絵の公開日数は年間延べ 150 日以内とすること。

(2) 彫刻

- ・ 金属製品の公開日数は年間延べ 150 日以内とすること。
- ・ 単一素材の彫刻作品（一木造り，彩色・漆箔などがない場合）の年間公開日数については事前に文化庁文化財部美術学芸課に技術的指導及び助言を求め，協議し，適切な公開に努めること。

(3) 工芸

- ・ 陶磁器，銅製品などの工芸品の公開日数は年間延べ 150 日以内とすること。
- ・ 漆工品，甲冑類の照度は 100 ルクス以下とすること。
- ・ 染織品の照度は 80 ルクス以下とすること。

(4) 考古

- ・ 材質が石，土，ガラス又は金属製品のものの公開日数は年間延べ 150 日以内とすること。

(5) 書跡・典籍・古文書

- ・ 照度は 100 ルクス以下とすること。

(6) 歴史資料

- ・ 近代の洋紙を利用した文書・典籍類，図面類，写真類などの照度は 50 ルクス以下とすること。
- ・ 特に，青焼，蒟蒻版こまにやくぼんなど極めて脆弱な材質の文化財，ニトロセルロースフィルムなどの可燃性のあるもの，酢酸セルロースフィルムやゴム系の材料などで揮発性物質を発生させるものなど，専門的な観点から取扱に注意を要するものについては，文化庁文化財部美術学芸課に技術的指導及び助言を求め，協議し，適切な公開に努めること。

様式1

作業員名簿

年 月 日提出

1 施設点検管理者及び環境衛生管理業務作業員

番号	氏名	備考
1		総括責任者
2		保守責任者・連絡調整員
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

2 清掃作業員

番号	氏名	備考
1		清掃責任者
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

附帯設備保守点検及び清掃業務・年間予定表（記入例）

項目	点検回数等	年 月 日											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
空気環境測定	6回/1年	○		○		○		○		○		○	
防虫防鼠施工・文化財加害虫調査	水回り4回/1年、全館・展示収蔵庫調査2回/1年		水回り		全館・展示	水回り			水回り	全館・展示		水回り	
飲料水水質検査	2回/1年（消毒生成物については1回/1年）			○						○			
給湯水水質検査	2回/1年（消毒生成物については1回/1年）			○									
受水槽清掃	1回/1年							○					
貯湯槽清掃	2回/1年							○					○
消防用設備法定点検	外観・機能点検（2回/1年）総合点検1回/1年							○					○
建築設備法定点検	1回/1年							○					
特殊建築物定期検査	1回/3年（前回は 年 月に実施）												
防火設備定期検査	1回/1年			○									
簡易専用水道検査	1回/1年			○									
空気調和機点検整備	12回/1年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
空気調和機点検整備	2回/1年		○						○				
空気熱源改修型ヒートポンプ点検	2回/1年		○						○				
高圧ガス保安点検	1回/1年			○									
入退館管理装置保守点検	1回/1年							○					
加湿用純水装置保守点検	1回/1年（フィルター交換は6回/1年）	フィルター		フィルター		フィルター				フィルター		フィルター	
昇降機保守点検仕様書	12回/1年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自動ドア保守点検	6回/1年		○		○		○		○		○		○
自家用電気工作物保安業務	月次点検12回/1年、年次点検1回/1年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○/年次	○	○
自家用電気工作物保守整備業務	月次点検12回/1年、年次点検1回/1年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○/年次	○	○
中央監視装置制御装置点検	1回/1年		○						○				
定期清掃	ガラス面スクイージー清掃2回/1年		○						○				
定期清掃	床面洗浄・ワックス塗布・カーペット清掃等12回/1年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

業務を行う日に「○」等、業務を行う月が分かるようにすること。

仕様書に複数の業務が記載されている場合は、どの業務を行うか判別できるようにすること。

同じ月に別の業務を行う場合、併記をすること。

附帯設備保守点検及び清掃業務・月間予定表

年 月 度

1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

附帯設備保守点検及び清掃業務・月間予定表（記入例）

令和〇年△月度

1	4日	水曜	チラーヒートポンプ定期点検
2	11日	火曜	純水装置点検（活性炭入れ替え）
3	19日	木曜	受電設備点検
4	16～20日	月～金曜	ガラス（クイジー仕上げ）清掃
5	11日	月曜	自動ドア点検
6	未定	火曜	空調設備点検
7	9日	月曜	空気環境測定
8	9・16日	月曜	防虫防鼠施工
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

附帯設備保守点検及び清掃業務・月間実績表

年 月度

1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

附帯設備保守点検及び清掃業務・月間実績表（記入例）

令和〇年△月度

1	4日	水曜	チラーヒートポンプ定期点検	完了
2	11日	火曜	純水装置点検（活性炭入れ替え）	未完了 （〇〇が理由で ×月に延期）
3	19日	木曜	受電設備点検	完了
4	16～20日	月～金曜	ガラス（クイジー仕上げ）清掃	完了
5	11日	月曜	自動ドア点検	完了
6	18日	水曜	空調設備点検	完了
7	9日	月曜	空気環境測定	完了
8	9・16日	月曜	防虫防鼠施工	完了
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

空調設備点検日誌

令和 年 月 日 曜日

九州歴史資料館				受注者
	総務室長	副館長	館長	

勤務者：

	R-1 · R-2 · R-3				R-1 · R-2 · R-3			
	1次側				2次側			
	冷水温度		温水温度		冷水温度		温水温度	
時間	入口	出口	入口	出口	入口	出口	入口	出口
9:00								
13:00								
16:30								

	熱源冷水系統							
	HX1-1				HX1-2			
	1次側温度		2次側温度		1次側温度		2次側温度	
時間	入口	出口	入口	出口	入口	出口	入口	出口
9:00								
13:00								
16:30								

	熱源温水系統							
	HX2-1				HX2-2			
	1次側温度		2次側温度		1次側温度		2次側温度	
時間	入口	出口	入口	出口	入口	出口	入口	出口
9:00								
13:00								
16:30								

	R-1				R-2			
	高圧Mpc	低圧Mpc	油圧Mpc	電動機A	高圧Mpc	低圧Mpc	油圧Mpc	電動機A
	9:00							
13:30								

	R-1 · R-2		ダイキンチラー	
	9:30	13:30	9:30	13:30
圧縮機及び電動機に異常音はないか				
圧縮機及び電動機に異常振動はないか				
機器及び配管に異常振動はないか				
冷媒の漏洩はないか				
冷温水ポンプに異常はないか				

AHU-8(エアハン) 第4 展示室系統

AHU-9(エアハン) 2 F 文化情報広場系統

時間	A H U - 8								A H U - 9								
	冷水温度		冷水圧力		温水温度		温水圧力		冷水温度		冷水圧力		温水温度		温水圧力		
	入口	出口	入口	出口	入口	出口	入口	出口	入口	出口	入口	出口	入口	出口	入口	出口	
9:00																	
13:00																	
16:30																	

AHU-10(エアハン) 第1・第3 展示室系統

AHU-11(エアハン) 第1・第3 展示室系統

時間	A H U - 10								A H U - 11								
	冷水温度		冷水圧力		温水温度		温水圧力		冷水温度		冷水圧力		温水温度		温水圧力		
	入口	出口	入口	出口	入口	出口	入口	出口	入口	出口	入口	出口	入口	出口	入口	出口	
9:00																	
13:00																	
16:30																	

第一展示室内温湿度測定値	8:30	¹⁾	℃	²⁾	℃	³⁾	℃
		¹⁾	%	²⁾	%	³⁾	%

	項目	良 否		備 考
	受 水 槽	水道検針値 前日		
水道検針値 当日				
水道使用量				
使用量合計(月)				
外観・ポンプ類		OK	NO	

屋 上

熱交換器	漏水・その他	OK	NO	
ポンプ類	漏水・加熱・振動	OK	NO	
給湯設備	漏水・異音	OK	NO	
マルチ室外機	漏水・異音	OK	NO	
その他	消火補完・二次側(TE-1・2)	OK	NO	

受 変 電 設 備 点 検 日 誌

令和 年 月 日 ()

勤務者：	九州 歴 史 資 料 館			受注者
		総務室長	副館長	

項 目		10:00	15:00		
高 圧 受 電 盤	電 圧 (V)				
	電 流 (A)				
	電 力 (Kw)				
	力 率 (%)				
	周 波 数 (Hz)				
No. 1	電流 (A)				
	電流 (A)				
	電流 (A)				
高 圧 分 岐 盤	一般動力 No. 1	電流 (A)			
		電圧 (V)			
No. 2	電流 (A)				
	電圧 (V)				
低 圧 盤	蓄熱動力 1	電流 (A)			
		電圧 (V)			
	一般電灯 No. 1	電流 (A)			
		電圧 (V)			
No. 2	電流 (A)				
	電圧 (V)				
No. 3	電流 (A)				
	電圧 (V)				
蓄熱動力 2	電流 (A)				
	電圧 (V)				
一般動力 No. 1	PF断	良	否	良	否
	変圧器温度異常	良	否	良	否
	MCCBトリップ	良	否	良	否
	漏電警報	良	否	良	否
一般動力 No. 2	PF断	良	否	良	否
	変圧器温度異常	良	否	良	否
	MCCBトリップ	良	否	良	否
	漏電警報	良	否	良	否
切替盤	DTMC	商用	発電	商用	発電

項 目		10:00	15:00			
低 圧 防 災 動 力 配 電 盤	42-41	MMCBトリップ	良	否	良	否
		切替スイッチ	試験	自動	試験	自動
	42-42	MMCBトリップ	良	否	良	否
		切替スイッチ	試験	自動	試験	自動
	42-43	MMCBトリップ	良	否	良	否
		切替スイッチ	試験	自動	試験	自動
	42-44	MMCBトリップ	良	否	良	否
		切替スイッチ	試験	自動	試験	自動
	42-45	MMCBトリップ	良	否	良	否
		切替スイッチ	試験	自動	試験	自動
	42-46	MMCBトリップ	良	否	良	否
		切替スイッチ	試験	自動	試験	自動
	42-47	MMCBトリップ	良	否	良	否
		切替スイッチ	試験	自動	試験	自動
	42-48	MMCBトリップ	良	否	良	否
		切替スイッチ	試験	自動	試験	自動
	42-49	MMCBトリップ	良	否	良	否
		切替スイッチ	試験	自動	試験	自動
蓄熱動力	PF断	良	否	良	否	
	変圧器温度異常	良	否	良	否	
	MCCBトリップ	良	否	良	否	
	漏電警報	良	否	良	否	
一般電灯 No. 1	PF断	良	否	良	否	
	変圧器温度異常	良	否	良	否	
	MCCBトリップ	良	否	良	否	
	漏電警報	良	否	良	否	
一般電灯 No. 2	PF断	良	否	良	否	
	変圧器温度異常	良	否	良	否	
	MCCBトリップ	良	否	良	否	
	漏電警報	良	否	良	否	
一般電灯 No. 3	PF断	良	否	良	否	
	変圧器温度異常	良	否	良	否	
	MCCBトリップ	良	否	良	否	
	漏電警報	良	否	良	否	

	気温	湿度	天気
9:00			
15:00			

受 変 電 設 備 点 検 日 誌

令和 年 月 日 ()

勤務者： _____

九州歴史資料館				受注者
	総務室長	副館長	館長	

	項目	良・否	備考
母線	損傷	OK・NO	
	異常音	OK・NO	
	腐食	OK・NO	
	過熱	OK・NO	
気中開閉器	異常音	OK・NO	
	腐食	OK・NO	
	ひび割れ	OK・NO	
断路器	過熱	OK・NO	
	汚れ	OK・NO	
遮断器	亀裂	OK・NO	
	過熱	OK・NO	
	油漏れ	OK・NO	
変圧器	亀裂	OK・NO	
	過熱	OK・NO	
	汚れ	OK・NO	
	損傷	OK・NO	
	腐食	OK・NO	
	異常音	OK・NO	
	振動	OK・NO	
	変色	OK・NO	

	項目	良・否	備考
V・T	変形	OK・NO	
	油漏れ	OK・NO	
	過熱	OK・NO	
	異常音	OK・NO	
C・T	変形	OK・NO	
	油漏れ	OK・NO	
	異常音	OK・NO	
盤内配線	過熱	OK・NO	
	断線	OK・NO	
	計器異常	OK・NO	
コンデンサ	油漏れ	OK・NO	
	汚れ	OK・NO	
	異常音	OK・NO	
	振動	OK・NO	
端子及び支持材	ひび割れ	OK・NO	
	汚れ	OK・NO	
ランプ類球切れ		OK・NO	
引込みケーブル損傷		OK・NO	

Tr 油温	No.1 動力	No.2 動力	蓄熱動力
	℃	℃	℃
	No.1 電灯	No.2 電灯	No.3 電灯
℃	℃	℃	

電力使用量		Kwh
最大需要電力量 8:30		(×120) KW

	外気温度	室内温度
10:30	℃	℃
15:00	℃	℃

特記事項

防 災 設 備 点 検 日 誌

令和 年 月 日 ()

勤務者：

九州歴史資料館			受注者
総務室長	副館長	館長	

自家用発電機設備	
制御電源表示灯	ON ・ OFF
制御モード	自動 ・ 手動
軽油残量	ℓ
特記事項	

蓄電池設備 (非常照明)	
電 圧	V
電流 (蓄電池)	A
ブレーカー	ON ・ OFF
特記事項	

複合火報受信機	
交流電源	ON ・ OFF
SW類の定位置確認	自動 ・ 手動
特記事項	

消火ポンプ制御盤	
制御電源表示灯	ON ・ OFF
特記事項	

ハロン1301消火設備制御盤	
蓄電池充電表示	ON ・ OFF
蓄電池充電圧	V
7系統のSW類の定位置確認	自動 ・ 手動
※但し文化財展示室系統は手動	
特記事項	

各消火栓ランプ	
1 F	ON ・ OFF
2 F	ON ・ OFF
外周	ON ・ OFF
特記事項	

九州歴史資料館 清掃業務日報

令和 年 月 日 曜日

九州歴史資料館			受注者
	総務室長	副館長	

勤務者：

作業箇所	日常		週・月／1回		作業箇所	日常		週・月／1回	
	作業内容	チェック	作業内容	チェック		作業内容	チェック	作業内容	チェック
館長室	ゴミ回収		掃除機・扉清掃		情報管理室			掃き拭き・扉清掃	
副館長室	ゴミ回収		掃除機・扉清掃		写真室			掃き拭き・扉清掃	
事務室	ゴミ回収		掃除機・扉清掃		貸出準備室	ゴミ回収		掃き拭き・扉清掃	
応接室	ゴミ回収		掃除機・扉清掃		図書収蔵庫			掃き拭き・扉清掃	
更衣室・男女	ゴミ回収		掃き拭き・扉清掃		図書閲覧室			掃き拭き・扉清掃	
シャワー室			掃き拭き・扉清掃		玄関ホール	掃き拭き・扉除塵			
自販機置場	ゴミ回収・掃き拭き				展示スペース1	掃き拭き・扉除塵			
授乳室	ゴミ回収・掃き拭き		掃き拭き・扉清掃		展示スペース2	掃き拭き・扉除塵			
印刷室	ゴミ回収		掃き拭き・流し台		遺物搬入口	掃き拭き・扉除塵			
給湯-1	ゴミ回収		掃き拭き・流し台		荷解室	掃き拭き・扉除塵			
給湯-2	ゴミ回収		掃き拭き・扉清掃		階段1～11	掃き拭き・扉除塵			
中央監視室	ゴミ回収		掃き拭き・扉清掃		A階段1・2F	掃き拭き・扉除塵			
ボランティア室	ゴミ回収		掃き拭き・扉清掃		B C D E 階段	掃き拭き・扉除塵			
警備員室	ゴミ回収		掃き拭き・扉清掃		廊下1～7・9	掃き拭き・扉除塵			
仮眠室	ゴミ回収		掃き拭き・扉清掃		廊下13・15	掃き拭き・扉除塵			
休憩室			掃き拭き・扉清掃		廊下8・10～12	掃き拭き・扉除塵			
清掃控室	ゴミ回収				廊下14・16	掃き拭き・扉除塵			
展示準備室	掃き拭き・扉清掃				男女便所125	掃き拭き・扉除塵			
第4展示室	掃き拭き・扉清掃				男女便所346	掃き拭き・扉除塵			
第2展示室	掃き拭き・扉清掃				多目的便所12	掃き拭き・扉除塵			
第1, 3展示室	掃き拭き・扉清掃				正面玄関	掃き拭き・扉除塵			
受付	掃き拭き・扉・ゴミ				北入口	掃き拭き・扉除塵			
受付準備室	掃き拭き・扉・ゴミ		机上・拭き掃除		職員通用口	掃き拭き・扉除塵			
研修室1・2・3	掃除機・扉清掃		机上・拭き掃除		外部廊下			掃き拭き・扉清掃	
会議室	掃除機・扉清掃				外周	拾い掃き他		中庭掃き掃除	
文化情報広場	掃除機・扉清掃		掃除機・扉清掃		外部灰皿	洗浄			
調査研究室1	ゴミ回収		掃除機・扉清掃		1F ガラス			拭き上げ	
調査研究室2	ゴミ回収		掃き拭き・扉清掃		2F ガラス			拭き上げ	
洗浄復元室	ゴミ回収		掃き拭き・扉清掃		外部ガラス			拭き上げ	
実測製図室	ゴミ回収		掃き拭き・扉清掃						

特記事項

様式6

年 月分 提案書

1 業務名：

2 不具合についての提案

不具合箇所	他の機器への影響	対応の優先度	提案内容	見積依頼する場合の業種等

様式6

令和××年△月分 提案書（記入例）

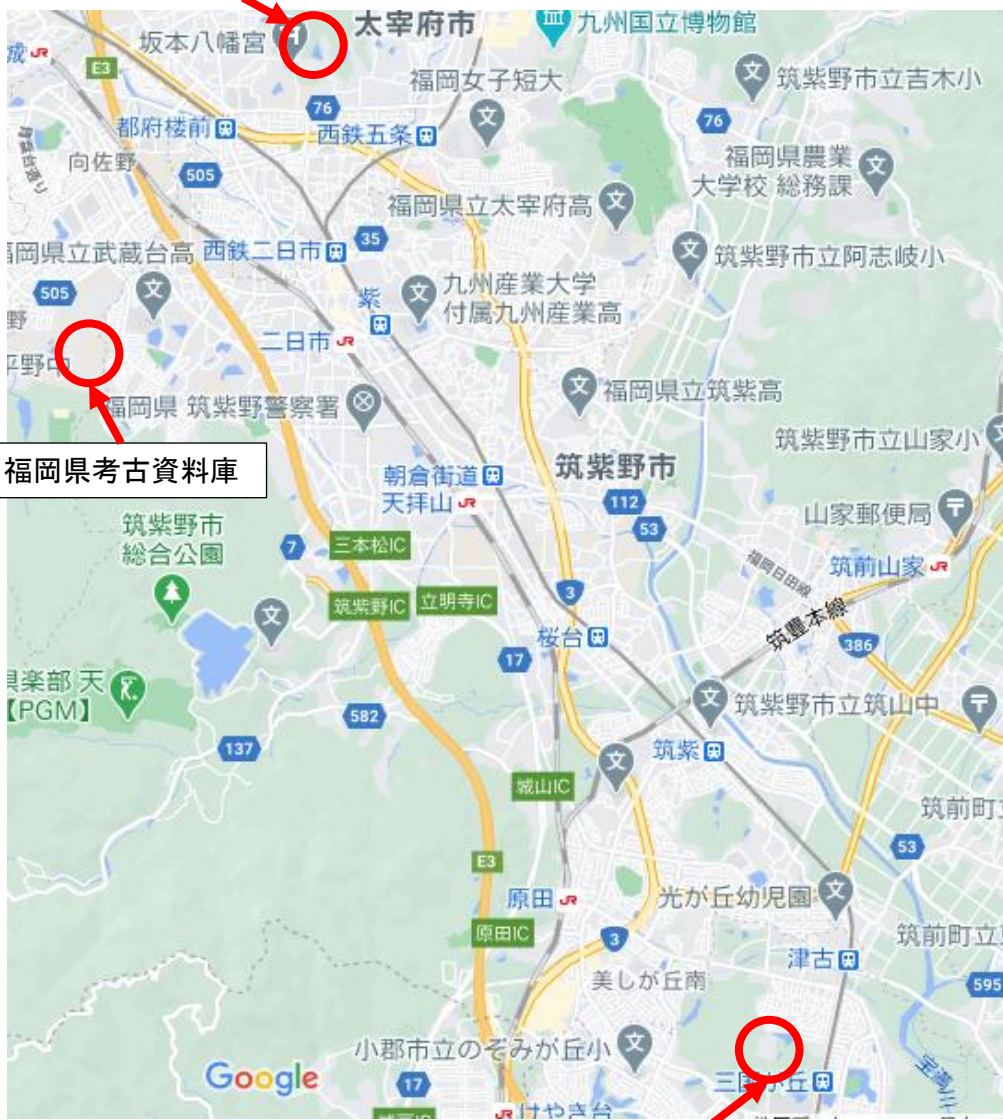
1 業務名：○○設備定期点検 又は 日常点検

2 不具合についての提案

不具合箇所	他の機器への影響	対応の優先度	提案内容	見積依頼する場合の業種等
○○（計器名）の故障 （不具合）	××に影響	高	見積依頼してください。	△△業 ポンプ業者 等
××設備（機器の名称） の計器の故障	影響なし	低	緊急度は低いため、他の修繕を優先してください。	見積提出します。
□の故障	××に接続	中	故障していますが、○○の方法で運用しています。（稼働していますが、××ができない状況であるため、修繕をお勧めします。）	見積する場合は、○○業者に聞いてください。

位置図

大宰府史跡発掘調査仮設ハウス



福岡県考古資料庫

九州歴史資料館(本館棟、一般収蔵庫・新収蔵庫)

見取図

九州歴史資料館

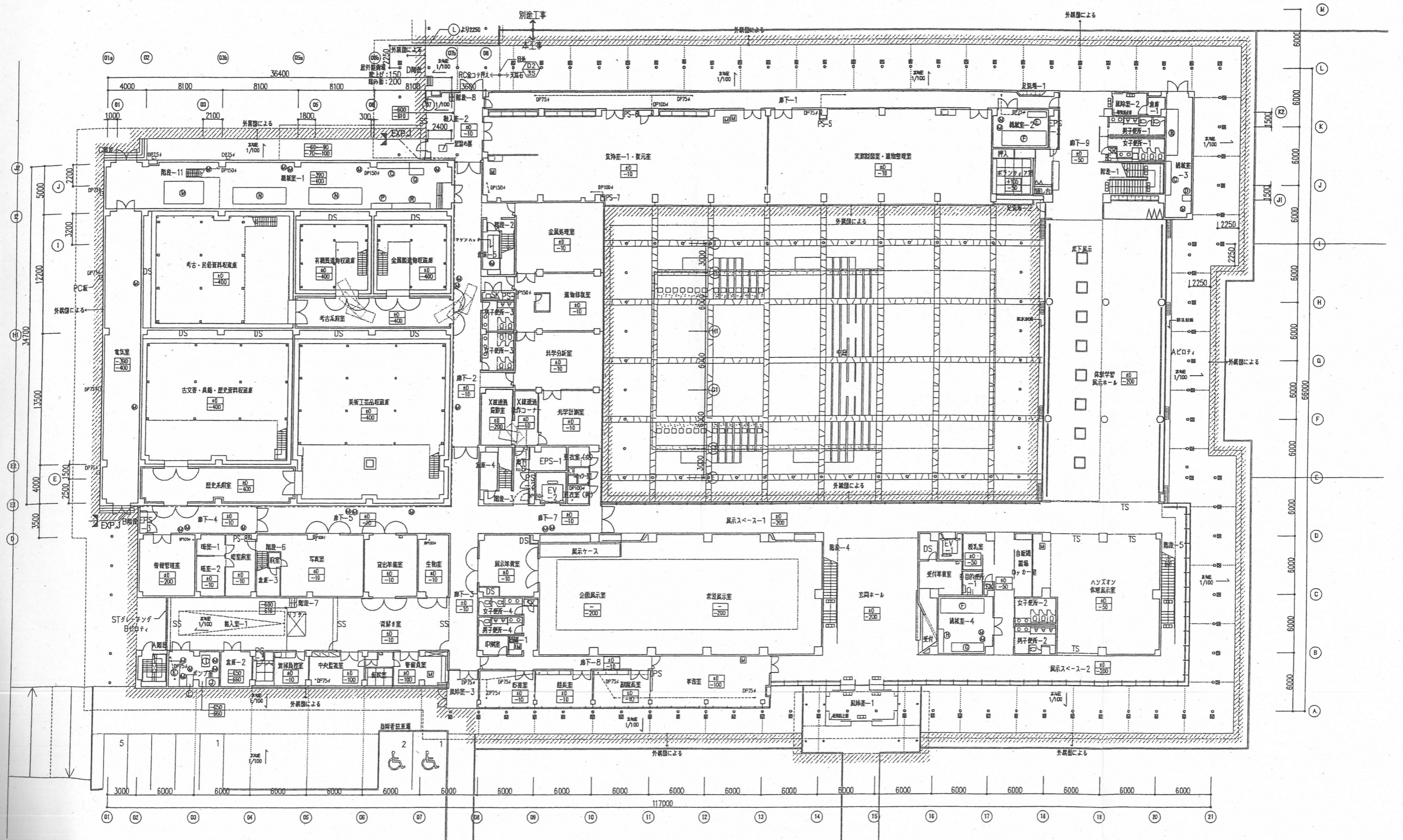


大宰府史跡発掘調査仮設ハウス

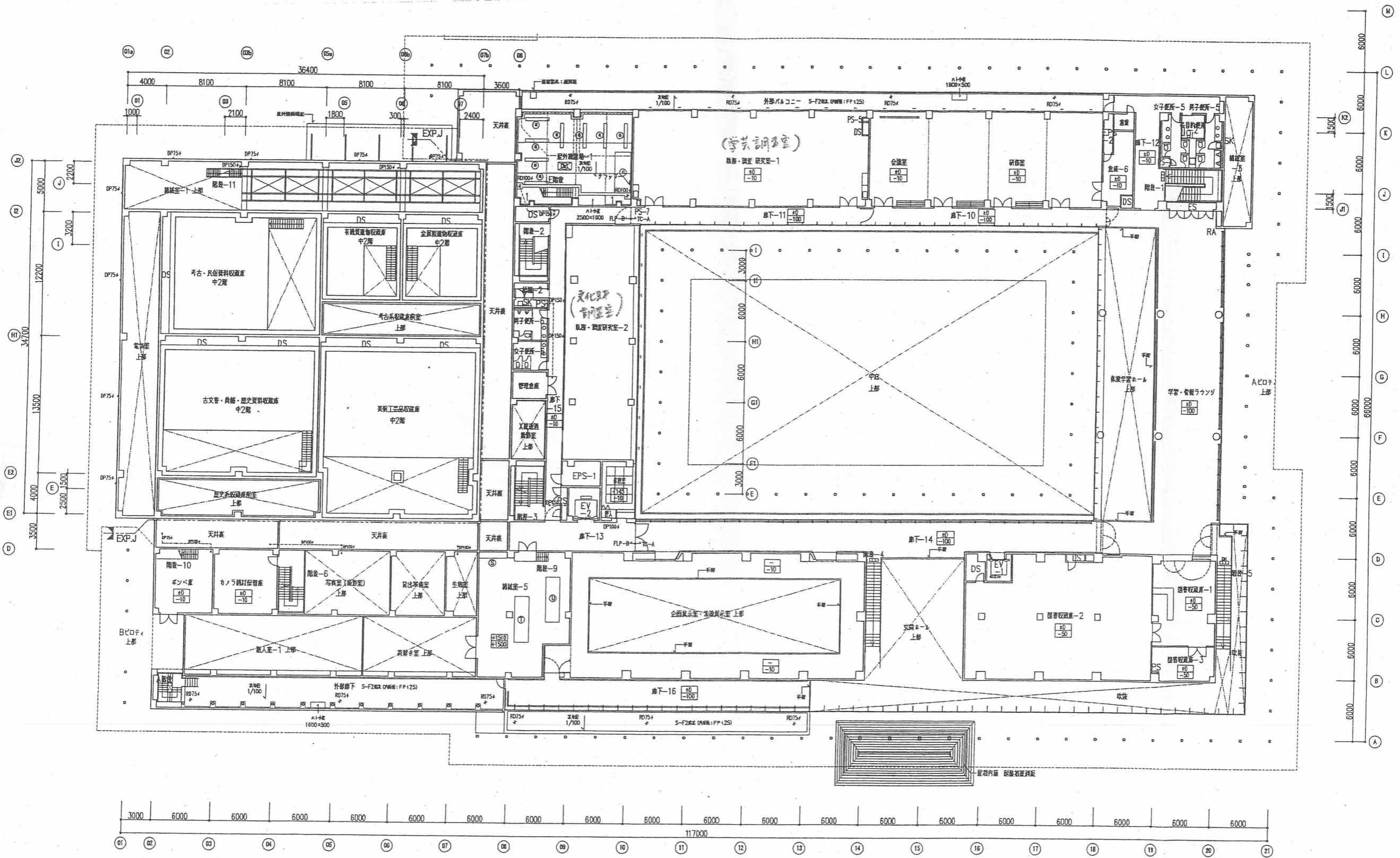


福岡県考古資料庫





1階



2階

※「入札保証金・契約保証金」についての注意事項
(熟読をお願いします。)

・入札書を提出される方は、以下に挙げるいずれかの手段で入札保証金(もしくはそれに代わるもの)を県に提出して頂く必要があります。

- ① 入札保証金を納める。(金額は入札しようとする金額の100分の110(=税込金額)の5%以上) この場合、現金とともに「保証金等納付書」に記入・押印して頂きますので、必ず事前にお知らせください。「保証金等納付書」をお渡しします。なお、小切手も可能ですが、取引銀行や、銀行が振出又は支払保証をしたものに限る等、注意事項がございます。

なるべく先に以下の ②入札保証保険契約証書 又は ③履行証明 の方法による提出をご検討ください。

- ② 入札保証保険に入ってその証書を提出する。(金額は、入札しようとする金額の100分の110(=税込金額)の5%以上)

保証期間は入札日以前から令和8年5月1日までの期間です。

保険契約者は、福岡県の競争入札参加資格者名簿に登録されている代表者です。

被保険者は、九州歴史資料館長 吉田 法稔です。(小郡市三沢5208-3)

保険契約者の誤り、被保険者の誤り、保証期間の誤り及び保険金額の誤り等があった場合は入札が無効となりますのでご注意ください。

- ③ 履行証明を提出する。(様式は入札説明書中の「委託業務履行証明書」を参照)

これは、「過去2年間の間に、本県もしくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人を含む。)との間に締結した同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)」を提出することです。他の支店・営業所の履行した契約の証明書でも問題ありません。また、同種・同規模とは、入札しようとする金額の100分の110(=税込金額)の金額の1年分に相当する金額の20%を超える同種の1年分に相当する契約実績を2件分ということになります。

【例】100万円が入札金額の場合、税込金額が110万円になります。

今回は、5年間の契約なので、1年分の20%を超えるということで、 $1,100,000 \text{円} \times 1/5 \times 20\% = 44,000 \text{円}$ を超える1年分の契約実績、具体的には、44,001円以上の1年分の契約実績が2件分必要ということです。*ただし、合計ではなくて、各々の契約実績が44,001円以上である必要があります。

様式は入札説明書の中にあります。契約書の写しでは履行が完了したことを確認できないため不可となりますのでご注意ください。

- ◎ 落札後の契約保証金については、金額が変わりますのでご注意ください。(費用は入札者負担)

契約保証金・・・契約総額の10%以上

履行保証保険・・・契約総額の10%以上(保証期間は契約の始期から終期まで)

履行証明・・・契約金額×1/5の20%を超える同種の契約実績

入札書

令和 年 月 日

九州歴史資料館長 殿

住 所

入札人氏名

¥

ただし、九州歴史資料館附帯設備保守及び清掃等業務委託として

福岡県財務規則を遵守し、入札いたします。

内訳表

業務内訳		数量	金額(5年合計)
1	施設点検管理業務及び環境衛生管理業務	一式	
2	清掃管理業務	一式	
3	空気環境測定業務	一式	
4	防虫防鼠施工・文化財害虫調査	一式	
5	飲料水水質検査業務	一式	
6	受水槽及び貯湯槽清掃業務	一式	
7	消防用設備法定点検業務	一式	
8	建築設備定期検査業務	一式	
9	特殊建築物定期検査業務	一式	
10	防火設備定期検査業務	一式	
11	簡易専用水道検査業務	一式	
12	空気調和機点検整備業務	一式	
13	空気熱源水蓄熱ヒートポンプ点検	一式	
14	入退館管理装置保守点検業務	一式	
15	加湿用純水装置保守点検業務	一式	
16	昇降機保守点検業務	一式	
17	自動ドア保守点検業務	一式	
18	給湯水水質検査業務	一式	
19	自家用電気工作物保安等業務	一式	
20	中央監視制御装置点検業務	一式	
小計			
消費税			
合計			

(契約期間5年間の合計金額を記載すること)

入札書

入札書提出日



令和 年 月 日

九州歴史資料館長 殿

住 所 福岡市博多区〇〇〇〇〇
●●●●●●(株)

入札人氏名 代表取締役 △△
※押印不要

入札金額(税抜き、訂正不可)



¥ _____

ただし、九州歴史資料館附帯設備保守及び清掃等業務委託として

福岡県財務規則を遵守し、入札いたします。

入札参加資格者名簿に登載されている法人の代表者本人が入札する場合の記入例

※入札時には入札書及び入札書内訳も提出すること。

入 札 書

入札書提出日



令和 年 月 日

九州歴史資料館長 殿

住 所 福岡市博多区〇〇〇〇〇
●●●●●●(株)
代表取締役 △△ △△

入札人氏名 代理人 ■■ ■■
※押印不要

入札金額(税抜き、訂正不可)



¥

ただし、九州歴史資料館附帯設備保守及び清掃等業務委託として

福岡県財務規則を遵守し、入札いたします。

代表取締役以外の者(委任を受けた代理人)が入札する場合
の記入例

※入札時には入札書及び入札書内訳も提出すること。

委任状

令和 年 月 日

九州歴史資料館長 殿

(委任者)
住 所
会 社 名
代 表 者 名

下記の者を代理人（入札担当者）と定め、次の事項を委任します。

記

代理人（入札担当者）氏名

(委任事項)

九州歴史資料館附帯設備保守及び清掃等業務委託に係る以下の事務

- 1 入札及び見積に関する事務
- 2 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収に関する事務

委任状作成例（名簿登載者から入札担当者への委任状）

委 任 状

令和〇〇年〇月〇日

九州歴史資料館長 殿

(委 任 者)
住 所
会 社 名
代 表 者 名

下記の者を代理人（入札担当者）と定め、次の事項を委任します。

記

代理人（入札担当者）氏名

(委任事項)

- 1 資格者名簿に登載されている代表者が入札を代理人（入札担当者）に行わせるときに提出する書類です。入札前までに提出してください。

入札参加申込に係る提出書類

- 1 入札参加申請書
- 2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号若しくは第8号により本県知事の登録（清掃業務若しくは総合管理業の登録）に基づき交付された「登録証明書」の写し
- 3 入札参加条件に係る誓約書
- 4 事業協同組合にあつては、組合員名簿
- 5 事業協同組合にあつては、「官公需適格組合」の写し

上記書類につきまして、令和8年4月13日（月曜日）17時00分までに提出しなければ入札に参加できません。書類不備の事態に備え、なるべく早めの提出をおすすめします。

入札参加申請書

九州歴史資料館長 殿

事業者住所
事業者名
代表者名
資格者番号

下記入札案件に参加したく申請します。

記

入札案件名	九州歴史資料館附帯設備保守及び清掃等業務委託
申請者の登録業種	
申請者の入札参加資格における格付け※1	AA
(入札参加申請締切日において) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく 更正手続開始の申立ての有無	有 ・ 無
(入札参加申請締切日において) 国、都道府県及び市町村より指名停止期間中 であるか	期間中である ・ 期間中でない
入札保証金の納付又は減免方法	現金 ・ 入札保証保険契約 ・ 履行証明書 その他()
福岡県内に本店を有するか	有する ・ 有しない

※1 入札参加資格決定通知書に記載しています。

担当者

氏名	電話番号	FAX番号 (入札参加確認通知書送付先)

入札参加条件に係る誓約書

令和 年 月 日

九州歴史資料館長 殿

事業者住所
事業者名
代表者名

(記名押印又は署名)

当社は、九州歴史資料館附帯設備保守及び清掃等業務委託の入札参加条件に掲げる会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと、また、過去3年の間の契約において、契約不履行、契約事故のないことを誓約いたします。

委託業務履行証明書

契約年月日	契約金額(円)	業務内容	契約期間	完了年月日	備考
			年 月 日から		
			年 月 日まで		
			年 月 日から		
			年 月 日まで		
			年 月 日から		
			年 月 日まで		
			年 月 日から		
			年 月 日まで		

受託者住所
商号及び営業所
代表者名

上記契約内容のとおり誠実に履行されたことを証明します。

令和 年 月 日

証明者名

⑩

九州歴史資料館附帯設備保守及び清掃等業務委託契約書(案)

九州歴史資料館（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、別紙仕様書（以下「仕様書」という。）により、次のとおり委託契約（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）を締結し、信義に従い、誠実にこれを履行するものとする。

（業務名）

第1条 業務名は、九州歴史資料館附帯設備保守及び清掃等業務（以下「業務」という。）とする。

（業務の実施場所）

第2条 業務を行う場所は九州歴史資料館（小郡市三沢5208-3）、大宰府史跡発掘調査仮設ハウス（大宰府市坂本3丁目16-16）、福岡県考古資料庫（大宰府市大佐野250）とする。

（委託期間）

第3条 業務の委託期間は、令和8年5月1日から令和13年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額円）とする。ただし、各会計年度における委託料の年額は、次のとおりとする。

令和8年度（令和8年5月1日から令和9年3月31日まで）	金	円
令和9年度（令和9年4月1日から令和10年3月31日まで）	金	円
令和10年度（令和10年4月1日から令和11年3月31日まで）	金	円
令和11年度（令和11年4月1日から令和12年3月31日まで）	金	円
令和12年度（令和12年4月1日から令和13年3月31日まで）	金	円

2 前項の委託料は、委託料変更及び契約解除を実施した場合はこの限りでない。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、福岡県財務規則第170条各号により減免できる場合のほかこれを徴収する。

（再委託の禁止）

第6条 受注者は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は代行させてはならない。ただし、発注者が特に必要と認めあらかじめ書面による承諾を受けた場合は、その承諾を受けた業務に限り、第三者に委託することができる。

（権利義務の譲渡等）

第7条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 発注者は、受注者がこの契約に係る業務の履行に必要な資金が不足することを証明したときは、特段の理由がある場合を除き、受注者の委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約に係る業務の履行以外に使用してはならず、またその用途を証明する書類を発注者に提出しなければならない。

(業務実施計画)

第8条 受注者は、契約締結後速やかに仕様書に基づいた委託期間の最初の月に係る業務実施計画表を発注者に提出し、発注者の承認を得なければならない。

2 受注者は、前項の最初の月以外の各月の業務実施計画表を当該月の前月の末日までに発注者に提出し、発注者の承認を得なければならない。

(契約不適合責任)

第9条 発注者は、受注者の業務が契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、発注者が必要と認める方法により履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 発注者は、受注者の業務が契約不適合であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

5 発注者は、業務実施後1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

(現場主任者)

第10条 受注者は、業務従事者を監督するため、現場主任者を置くものとする。

2 受注者は、受注者が配置した業務従事者の中から現場主任者を定めることが

できる。

(遵守事項)

第 11 条 受注者は、契約締結後速やかに現場主任者及び現場従事者の氏名等を、発注者に届け出なければならない。これらを変更しようとする場合も同様とする。

2 受注者は、業務に従事するとき、業務従事者であることを明確にするため、業務従事者に対し所定の服を着用させ、常に清潔さを保たせねばならない。

3 受注者は、業務上引火性の危険物を使用する場合は、事前に発注者の承認を得なければならない。

4 受注者は、業務に必要なのない箇所に立ち入ったり、みだりに器物等に手を触れたりしてはならない。

(法令等の遵守)

第 12 条 本業務の実施にあたっては、仕様書のほか、仕様書記載の関係法令等に準拠しなければならない。

(秘密保持)

第 13 条 受注者は、業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならず、また本業務で得られた資料及び成果を発注者の許可なく外部に貸与並びに使用させてはならない。

(個人情報の保護)

第 14 条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(業務実施の確認)

第 15 条 受注者は、業務実施後、仕様書に定める業務日報により業務実施内容を記録し、発注者の確認を受けなければならない

2 受注者は、業務日報に基づき、業務月報を速やかに提出し、発注者による業務履行確認を受けなければならない。

(委託料の支払)

第 16 条 委託料は月払いとする。第 4 条に規定する当該会計年度の委託料の年額を月払いするものとし、端数については、すべて当該会計年度の最初の月の月額に加算するものとする。

2 各会計年度における月払いの額は次のとおりとする。

(1) 令和 8 年度

5 月分 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

6 月分～3 月分 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

(2) 令和 9 年度以降

4 月分 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

5 月分～3 月分 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

3 受注者は、前条第 2 項の規定による履行確認を受けたときは、発注者が指定する請求書により発注者に請求するものとする。

4 発注者は、前項の請求書を受理した日から 30 日以内に、受注者に委託

料を支払うものとする。

- 5 発注者は、月の中途において契約の締結又は契約の解除をした場合は、業務を実施した当該月の実日数に応じて日割計算した額を受注者に支払うものとする。

(業務の調査)

第 17 条 発注者は、この契約の履行のために必要があると認められるときは、受注者の業務の実施状況等について業務の履行場所、受注者の事業所等を実地に調査し、所要の報告を求めることができる。

- 2 受注者は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

(発注者の措置請求権)

第 18 条 発注者は、現場主任者又は業務従事者が業務の実施について不適當であると認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者は、受注者によるこの契約の履行が不誠実であると認められるときは、受注者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 3 受注者は、前 2 項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。

(負担区分)

第 19 条 受注者が業務上使用する電気、水道、施設の維持運転に必要な燃料の使用料金は発注者の負担とし、発注者が備え付ける物品のうち仕様書に明記されているものは受注者に使用させるものとする。その他の材料、機械器具、工具等は、すべて受注者の負担とする。

(臨機の措置)

第 20 条 発注者は、緊急に必要な業務が生じたときは、受注者に対し、適切な臨機の措置をとることを求めることができる。また、受注者は、緊急に必要な業務が生じたときは、適切な臨機の措置を講じなければならない。この場合、受注者は、直ちにその措置を遅滞なく発注者に報告しなければならない。

- 2 前項の措置に要した経費のうち委託料に含めることが適当でないと認められる部分の経費については、発注者が負担する。

(損害賠償)

第 21 条 受注者は、本契約の各条項に違反し、あるいは故意、過失により発注者又は第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の損害発生の場合は、発注者は、その損害の事実を知った日から 1 年以内に受注者に対し書面により賠償請求をなすものとする。

- 3 発注者は、受注者の担当員又はその他の従業員が業務遂行中に被る損害について、賠償の責を負わないものとする。ただし、発注者又は発注者の責めに帰すべき者の過失又は作為による損害についてはこの限りではない。

(仕様変更)

第 22 条 発注者は、仕様書に定める附帯設備、清掃実施場所及び面積に変更が

あるとき、業務に関連する法令の改正等にともない業務内容を変更する必要があるときその他この契約締結後の事情により仕様書の内容を変更する必要があるときは、受注者への通知をもって、仕様書を変更することができる。

(事情変更による委託料の変更)

第 23 条 発注者又は受注者は、前条の場合によるほか、この契約締結時において、予期することのできない特別な事情により、日本国内における賃金又は物価に著しい変動を生じ、委託料が著しく不相当となったときは、相手方に対し、委託料の変更を請求することができる。

2 前項の規定に基づき委託料の変更が請求された場合であって、当該請求が妥当と認められるときは、委託料の変更額について、発注者及び受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

(発注者の催告による解除権)

第 24 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により受注者に損害があつても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

二 履行期限までに業務が完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に業務が完了する見込みがないと認められるとき。

三 正当な理由なく、第 14 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 前項の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は違約金として、発注者が契約を解除した日から 10 日以内に、委託料の 100 分の 10 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。この場合において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

3 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(発注者の催告によらない解除権)

第 25 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があつても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 第三者より仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立又は租税公課滞納処分を受けたとき。

二 破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算の申立を受け、又は自らこれ

を申立てたとき。

三 振出した手形、小切手を不渡りとし、又は一般の支払を停止したとき。

四 解散、合併、減資又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。

五 監督官庁から営業の停止又は取消等の処分を受けたとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 前項各号に定めるもののほか、受注者の責めに帰すべき理由により、業務を継続する見込みが明らかでないとき。

二 受注者の業務が甚だしく不誠実と認められるとき。

三 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

五 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

七 第 21 条又は第 22 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

八 第 26 条第 1 項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。

九 第 26 条第 3 項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。

3 前二項の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は違約金として、発注者が契約を解除した日から 10 日以内に、委託料の 100 分の 10 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。この場合において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

4 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(暴力団排除)

第 26 条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

- 二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - 三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - 四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - 五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - 六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - 七 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - 八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 受注者は、前項各号に該当する者を再委託業者としてはならない。
 - 3 受注者が第1項各号に該当する者を再委託業者としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該委託契約等（全ての委託契約又は資材、原材料の購入契約等をいう。以下同じ。）の解除（受注者が当該委託契約等の当事者でない場合は、受注者が当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求めることができる。
 - 4 再委託契約等が解除されたことにより生じる再委託契約等の当事者の損害その他前項の規定により発注者が受注者に対して解除等を求めたことによつて生じる損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。
 - 5 発注者は、第3項の規定により解除等を求めた場合において、受注者が正当な理由がなく発注者からの当該解除等の求めに従わなかったときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があつても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
 - 6 第1項及び前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、委託料の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 7 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
 - 8 第6項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 27 条 前三条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前三条の規定による契約の解除をすることができない。
(予算の減額又は削減に伴う解除等)

第 28 条 この契約は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合、発注者は、この契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。
(受注者の催告による解除権)

第 29 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。
(受注者の催告によらない解除権)

第 30 条 受注者は、第 15 条の規定による仕様変更により委託料の年額が 3 分の 2 以上減少するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。
(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 31 条 第 21 条第 1 項又は前条第 1 項に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(遅滞損害金)

第 32 条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期限までに履行しないときは遅滞日数に応じ委託料の年 3 パーセントに相当する額を遅滞損害金として、発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

(業務従事者の規律等)

第 33 条 受注者は、業務従事者の身上、風紀、衛生、厚生、福利及び規律の維持等に関しては一切の責めを負う。

(協議)

第 34 条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、発注者受注者協議の上定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者受注者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者（委託者） 福岡県小郡市三沢5208-3
九州歴史資料館 館長 吉田 法稔

受注者（受託者）

保有個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、甲が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用される同条第1項の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第12条の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（管理及び実施体制）

第2 乙は、保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる者又は組織（以下「保護管理責任者等」という。）並びに権限を明らかにし、安全管理上の問題への対応や監督、点検の実施等の措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、この契約により、保有個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、権限の内容等を明確化及び必要最小限化し、特定された従事者以外の者が当該保有個人情報にアクセスすることがないように、また、権限を有する者であっても、業務上の目的以外の目的でアクセスすることがないようにしなければならない。

（作業場所等の特定）

第3 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所（保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室又は区域を含む。）を明確にし、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

（秘密の保持）

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（持出しの禁止）

第6 乙は、この契約による事務を処理するために必要がある場合を除き、甲から提供された保有個人情報又は保有個人情報が記録された資料等（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。以下「記録媒体」という。）を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。

（複写又は複製等の禁止）

第7 乙は、この契約による事務を処理するため、甲の承諾なしに保有個人情報又は記録媒体（以下「保有個人情報等」という。）を複写し、又は複製しては

ならない。

- 2 前項の規定は、保有個人情報等の送信又は外部への送付、その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為について準用する。
- 3 乙は甲から前2項の承諾を受けた場合、保有個人情報等の誤送信、誤送付、誤交付、誤廃棄、又はウェブサイトへの誤掲載等を防止するため、複数の従事者による確認や専用ソフトウェアの導入等の必要な措置を講じるものとする。

(利用及び提供の制限)

- 第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(廃棄等)

- 第9 乙は、甲から提供された保有個人情報等が不要となった場合には、保護管理責任者等の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報の消去又は記録媒体の廃棄等を行わなければならない。

(情報システムにおける安全管理措置)

- 第10 乙は、上記のほか、甲から提供された保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、その秘匿性等その内容に応じて、次の措置を講じなければならない。

- 一 アクセス制御のための認証機能設定、データ持出し時を含むパスワード等の定期又は随時見直し、読取り防止措置
- 二 作業場所等の入退管理やアクセス記録の保存、定期的分析を含むアクセス状況の監視、作業を行う端末の限定(台数管理、盗難防止措置を含む。)、バックアップ記録の作成 ほか
- 三 不正アクセス防止プログラム等の導入(最新化)をはじめとするサイバーセキュリティ水準の確保
- 四 その他部外者、第三者による閲覧(窃取)防止のために必要な措置

(従事者への研修)

- 第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、おそれを含む事故発生時の対応のほか、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報等の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと、その他情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策等の個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

(再委託の禁止)

- 第12 乙は、この契約による保有個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 第13 乙は、この契約による事務を処理するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した保有個人情報等は、事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第 1 4 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、保護管理責任者等の指揮のもと、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、併せて甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、おそれを含め、前項の事案が発生した場合、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。ただし、書面報告を行う暇がない場合等はこの限りではない。

3 乙は、第 1 項の事案が発生した場合であって、甲から保有個人情報の漏えい等に係る個人情報保護委員会への報告を求められたときは、甲の指示に従うこと。

(調査)

第 1 5 甲は、乙に対し、保有個人情報等の安全管理状況について、随時実地の調査等を行うものとする。

(指示及び報告)

第 1 6 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めるものとする。

(取扱記録の作成)

第 1 7 乙は、甲から提供された保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の取扱状況を記録し、甲に報告するものとする。

(運搬)

第 1 8 乙は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、保有個人情報等の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第 1 9 甲は、乙が保有個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注

1 甲は発注者である九州歴史資料館を、乙は受託者を指す。

2 前記特記事項中第 1、第 2、第 4、第 1 1 から第 1 4 まで及び第 1 9 に掲げる事項については、必須事項である（契約書中に別に定めがある場合を除く。）が、その他委託事務の実態に即して、適宜必要事項を追加し、又は不要な項目を省略することができる。

3 「保有個人情報の秘匿性等その内容」には、特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、特定個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る性質・程度等が含まれる。

(案)

誓 約 書

令和 年 月 日

九州歴史資料館長 殿

住 所

氏名又は名称

及び代表者名

印

私は、福岡県が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 九州歴史資料館附帯設備保守及び清掃等業務委託契約書第 26 条（以下「暴力団排除条項」という。）第 1 項各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている者及び暴力団排除条項第 1 項各号に該当する者を再委託業者等としません。
- 4 暴力団排除条項第 1 項各号に該当する者を再委託業者等としていて、福岡県から当該再委託契約等の解除（当該再委託契約等の当事者でない場合は、当事者に対して解除を求められることを含む。以下「解除等」という。）を求められた場合は、解除等の求めに従います。

※ 上記 1 の暴力団排除条項第 1 項各号の解釈については、裏面にてご確認下さい。

暴力団排除条項第1項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第1項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第1項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

<九州歴史資料館附帯設備保守及び清掃等業務委託契約書抜粋（暴力団排除条項）>

第26条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - 二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - 三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - 四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - 五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - 六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - 七 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - 八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 受注者は、前項各号に該当する者を再委託業者としてはならない。
 - 3 受注者が第1項各号に該当する者を再委託業者としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該委託契約等（全ての委託契約又は資材、原材料の購入契約等をいう。以下同じ。）の解除（受注者が当該委託契約等の当事者でない場合は、受注者が当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求めることができる。
 - 4 再委託契約等が解除されたことにより生じる再委託契約等の当事者の損害その他前項の規定により発注者が受注者に対して解除等を求めたことによって生じる損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。
 - 5 発注者は、第3項の規定により解除等を求めた場合において、受注者が正当な理由がなく発注者からの当該解除等の求めに従わなかったときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
 - 6 第1項及び前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、委託料の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 7 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
 - 8 第6項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

入札日程表

日付	曜日	九州歴史資料館附帯設備保守及び清掃業務委託
4月8日	(水)	公告・入札説明書配布開始
4月9日	(木)	
4月10日	(金)	
4月11日	(土)	
4月12日	(日)	
4月13日	(月)	入札参加申請書提出期限(～17:00)
4月14日	(火)	希望者に対する現場確認(14:00)
4月15日	(水)	質問受付の期限(～13:00)
4月16日	(木)	質問回答
4月17日	(金)	
4月18日	(土)	
4月19日	(日)	
4月20日	(月)	入札・開札(14:00～)
4月21日	(火)	
4月22日	(水)	
4月23日	(木)	
4月24日	(金)	
4月25日	(土)	
4月26日	(日)	
4月27日	(月)	
4月28日	(火)	
4月29日	(水)	
4月30日	(木)	契約締結期限